

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第514回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）・・・・・・・・	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿・・・	7 1
No. 3	関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋・・・・・・・・・・	7 2
No. 4	「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」・・・・・・・・	7 3
	日本労働組合総連合会 奈良県連合会	
No. 5	「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」・・・・・・・・	7 5
	一般社団法人 奈良経済産業協会	
No. 6	「意見書」 奈良県労働組合連合会・・・・・・・・・・	7 8
No. 7	「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」・・・・・・・・・・	8 3
	市民生協ならコープ労働組合	
No. 8	最低賃金と生活保護との整合性について・・・・・・・・・・	8 5

令和7年8月4日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤田 博之



令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含め

た価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。
- 8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。
- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和7年8月4日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウェイトとは、基準年(令和2年)

における家計の消費支出金額全体に対する割合（1 万分比）を指す）。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウェイト 1, 215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウェイト 2, 626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウェイト 5, 121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回

未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウェイト 1, 136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.25%（昨年 5.10%）で、平成 3 年（5.66%）以来 33 年ぶりの 5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも 4.65%（昨年 4.45%）で 2 年連続で 4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 5.81%（昨年 5.74%、一昨年 5.01%）となり、3 年連続で 5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.38%（昨年 5.58%）でこちらも 2 年連続で 5%を超え、また中小企業でも 4.35%（昨年 4.01%）で 2 年連続で 4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.03%（昨年 3.62%）、20 人以下の企業で 3.54%（昨年 3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で 4.21%（昨年 3.43%）で、いずれも昨年から約 0.2～0.8 ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの 20 人以下では 3.30%（昨年 3.88%）で、2 年連続の 3%超えとなっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を

上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点（2024年度最低賃金全国加重平均額1,055円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合で

ある労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和6年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約6ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、449件（前年同期484件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少

している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%

となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5 %台と 33 年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても 5 %台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 2.5%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均 6.0%（63 円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1% となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円（5.6%）、B ランク 63 円（6.3%）、C ランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構

築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経

営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2	5.4
1か月に1回程度購入	1,136	2.5	5.7	9.6	10.4	7.3	6.4	7.0	6.1	5.7	6.7	1.1
基礎的支出項目	5,121	3.0	4.1	5.4	6.3	5.7	5.5	5.5	5.2	4.6	5.0	2.9
食料	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

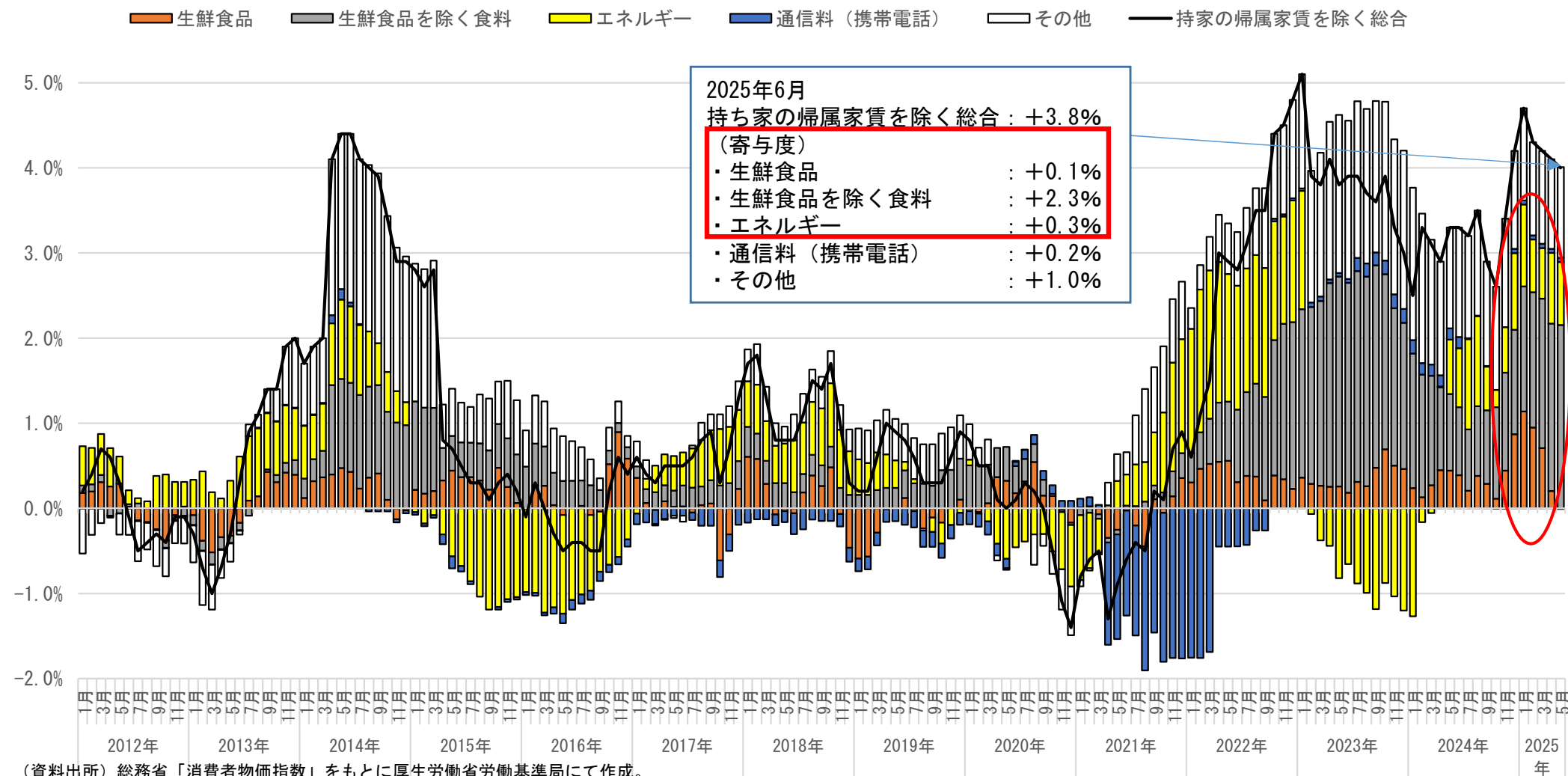
「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年6月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

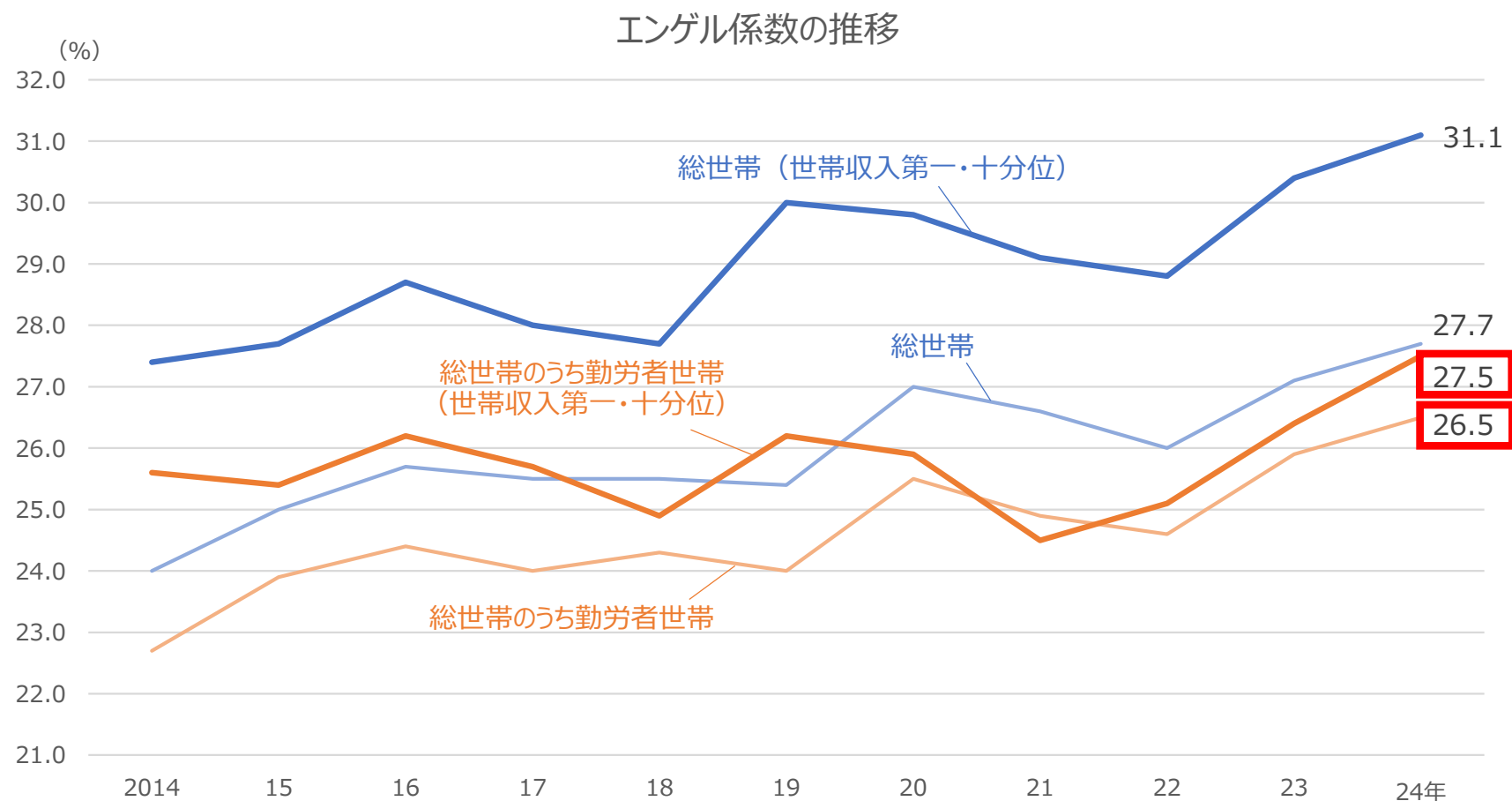
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

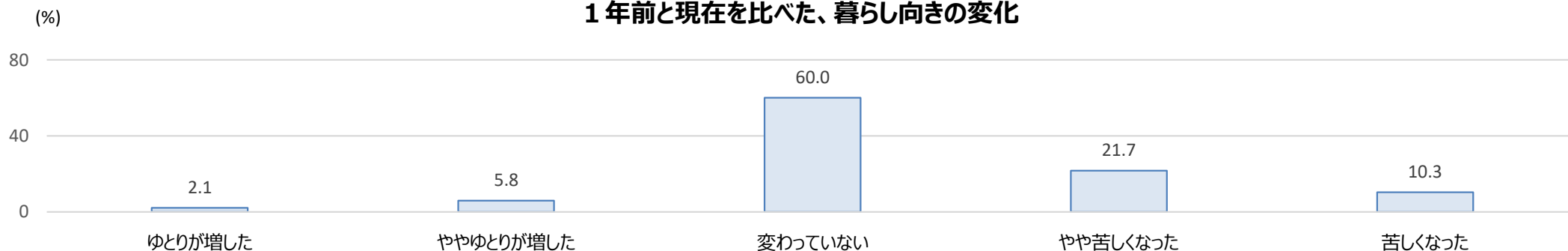
※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

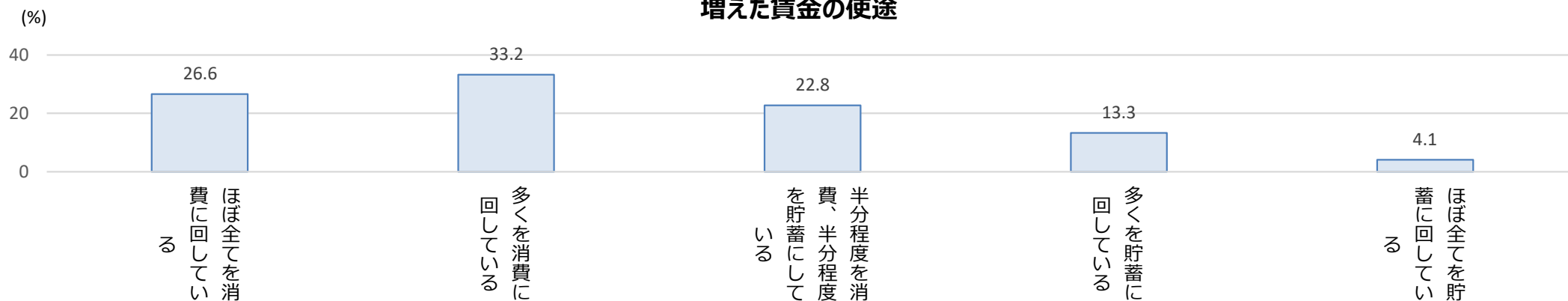
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,214人)について集計。

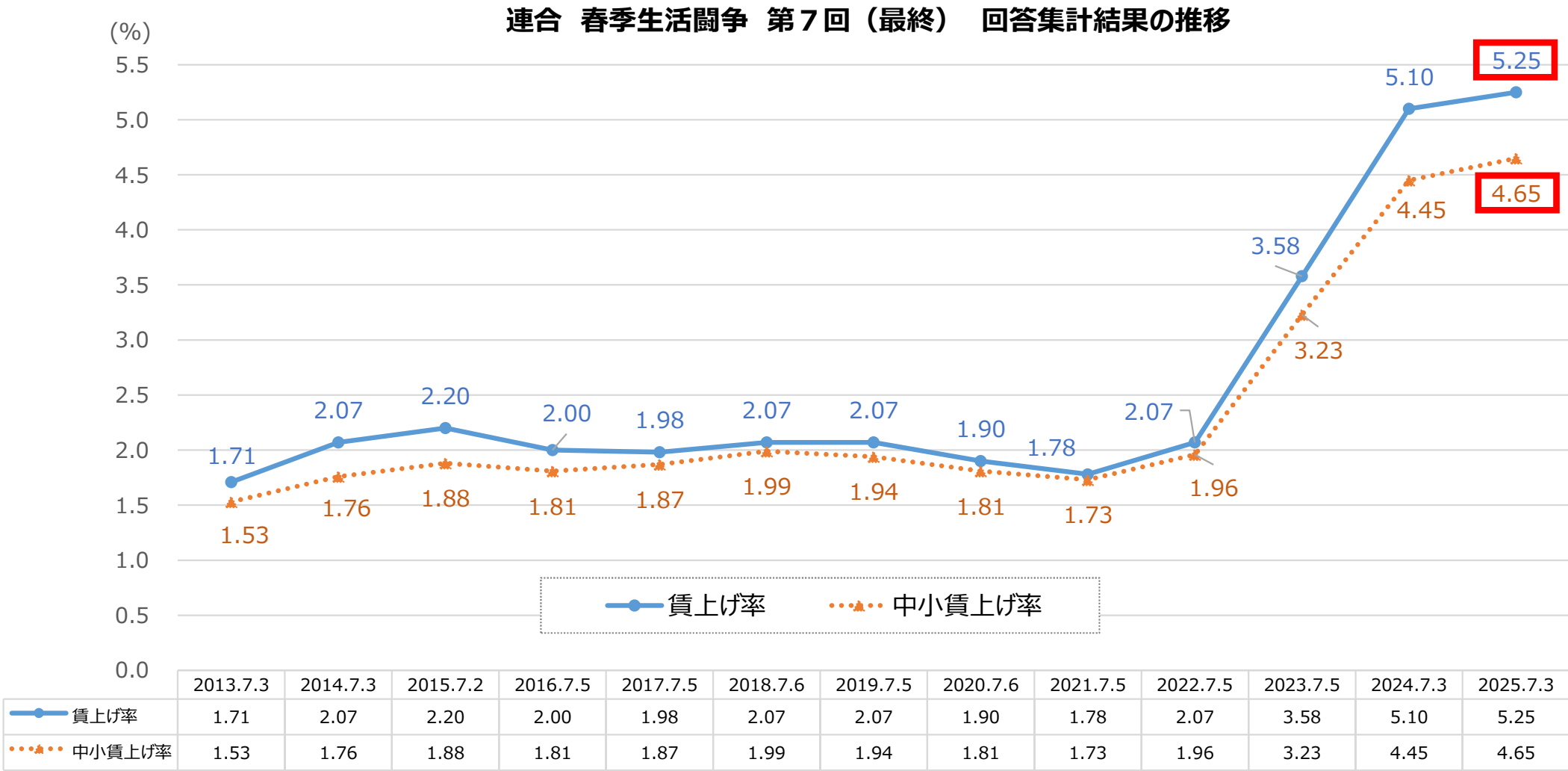
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(707人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

出所：株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態調査」(厚生労働省委託事業) (2025年)の概要(速報)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合(有期・短時間・契約等労働者)

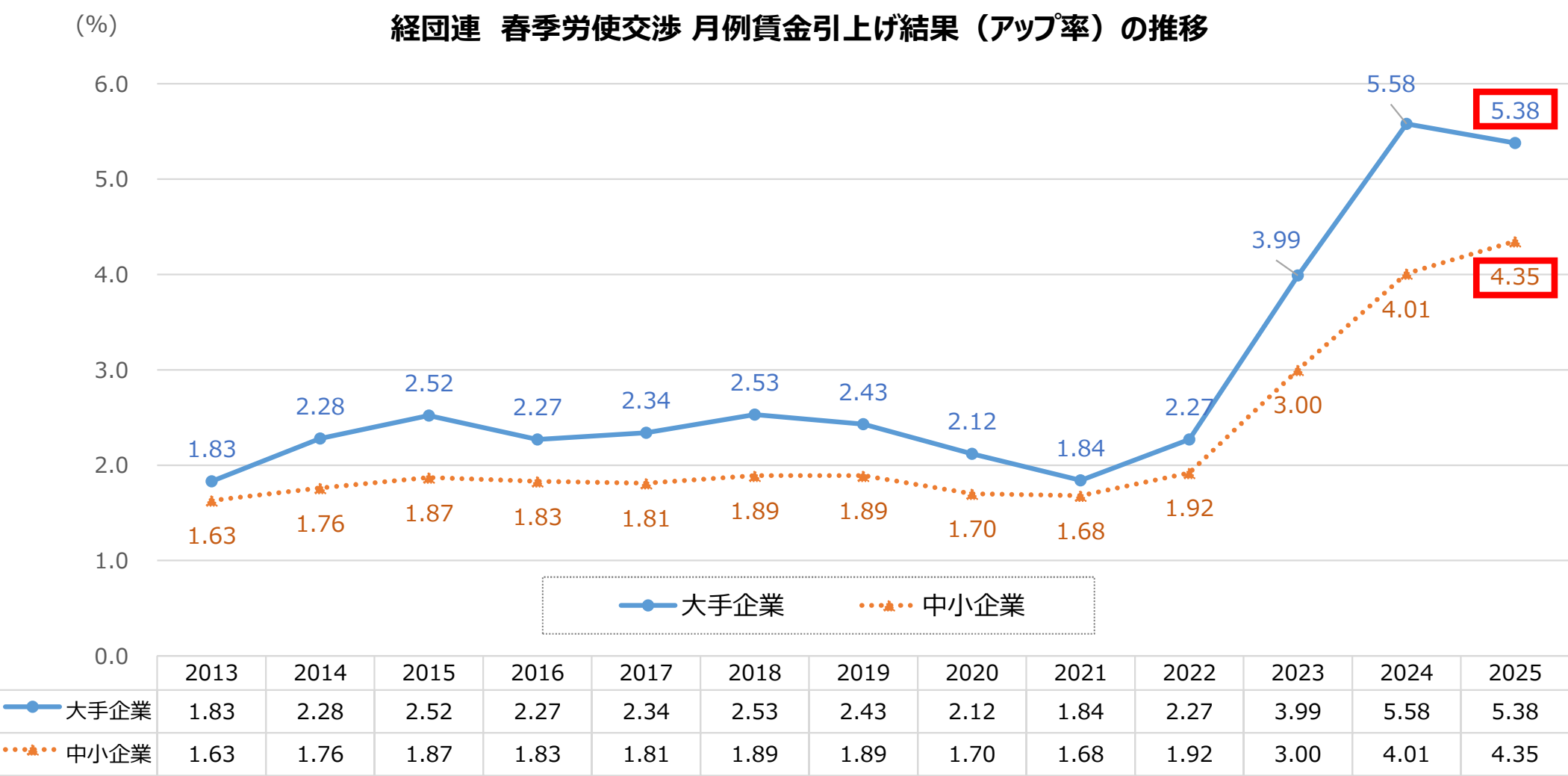
第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)

			単純平均	加重平均
時給	384組合 861,305人	賃上げ額	59.65円(53.78円)	66.98円(62.70円)
		引上げ率	5.17%(4.91%)	5.81%(5.74%)
		平均時給	1,213.28円(1,148.92円)	1,219.70円(1,155.02円)
月給	127組合 25,167人	賃上げ額	9,914円(9,137円)	10,004円(10,869円)
		賃上げ率	4.32%(4.23%)	4.35%(4.98%)

(注) ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注） 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

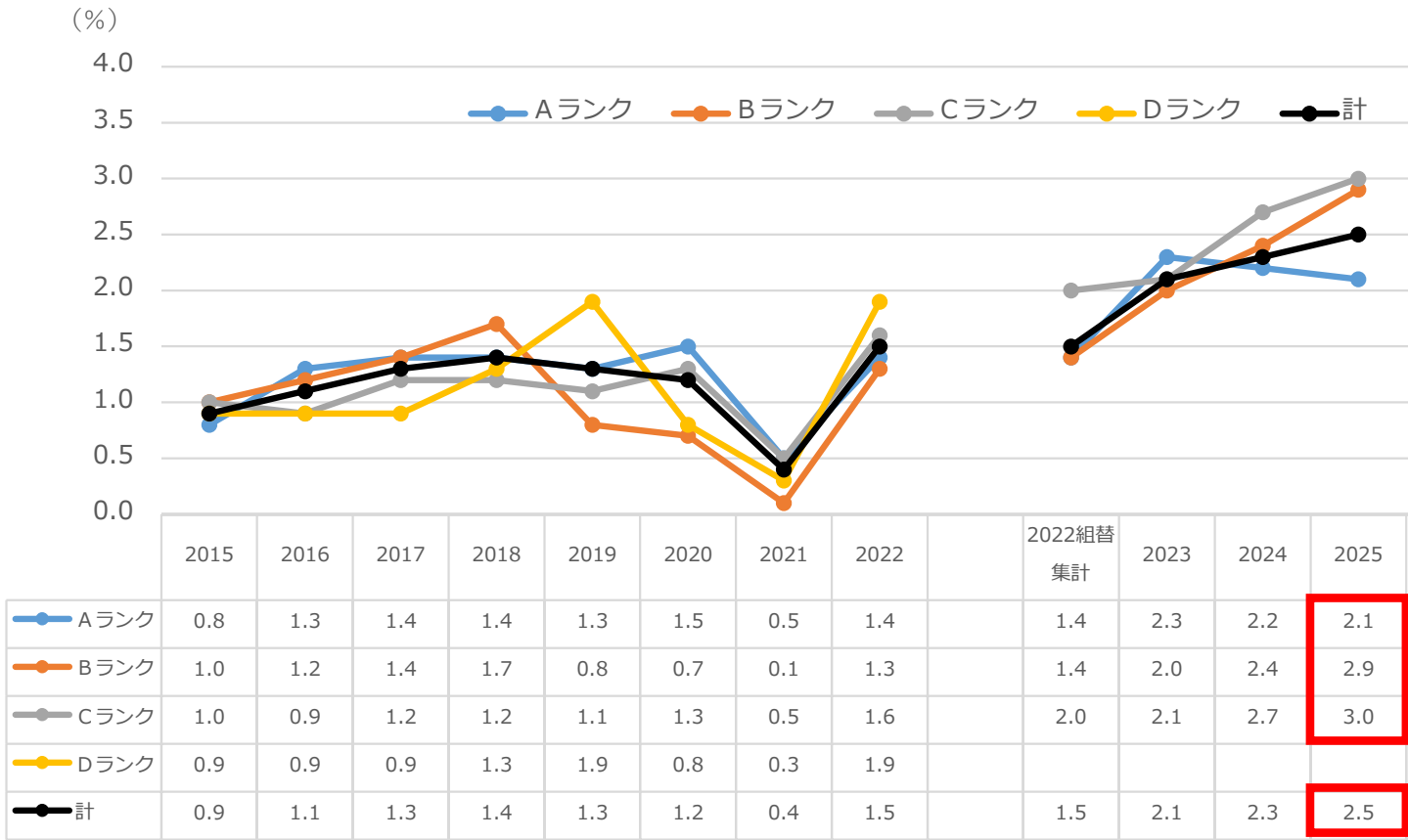
		(加重平均)
正社員 (月給)	全体	11,074円(9,662円)
	2,389社	4.03%(3.62%)
	20人以下	9,568円(8,801円)
	1,111社	3.54%(3.34%)
パート・ アルバイト (時給)	全体	46.5円(37.6円)
	1,537社	4.21%(3.43%)
	20人以下	37.4円(43.3円)
	728社	3.30%(3.88%)

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 () の数値は、2024年6月5日集計結果。2025年と2024年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

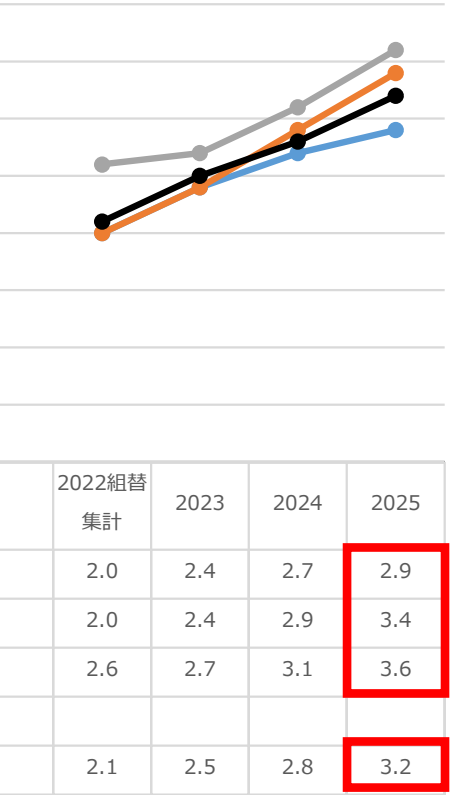
第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

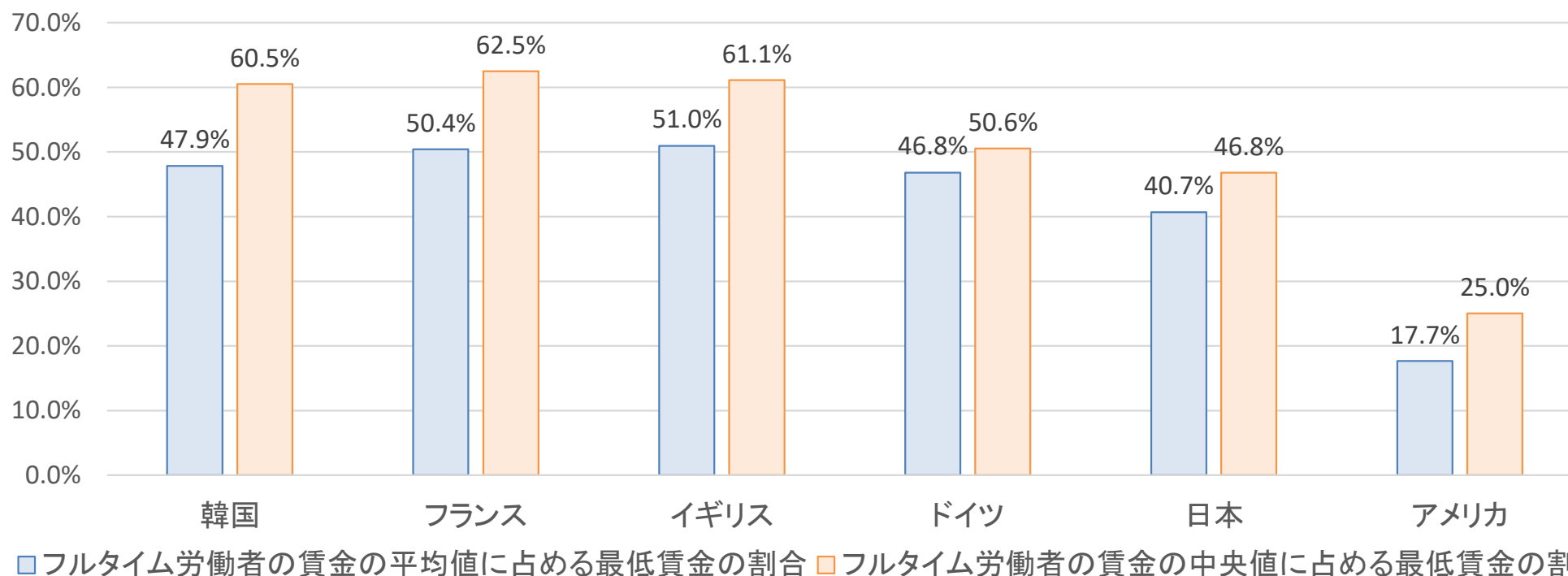


（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注） 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)
所定内給与額 + 特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 + 超過労働給与額 + 特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額+特別給与額」は、所定内給与額、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)+超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額+超過労働給与額+特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)+超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
売上高経常利益率	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8
	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2023年				2024年				2025年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8
	〃 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7
	〃 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2
	〃 1,000万円～1億円	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759
	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	〃 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4
	〃 1億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6
	〃 1,000万円～1億円	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位：万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金 1 億円以上		資本金 1 千万円以上 1 億円未満		資本金 1 千万円未満		資本金 1 億円以上		資本金 1 千万円以上 1 億円未満		資本金 1 千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2014 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）＝ 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

(単位：%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
	" 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

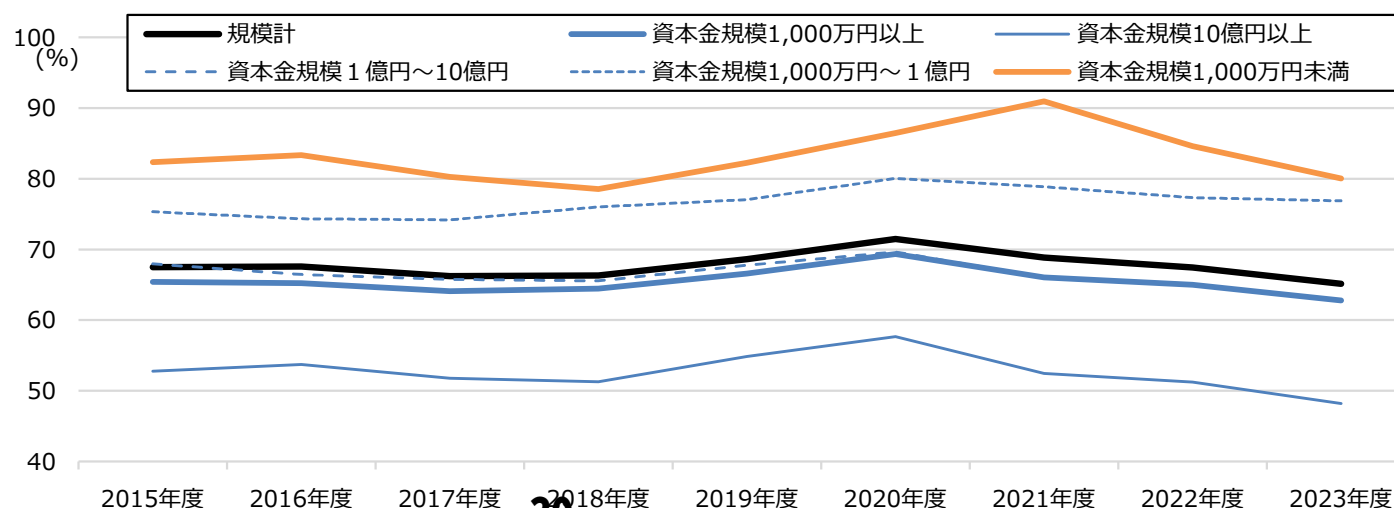
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

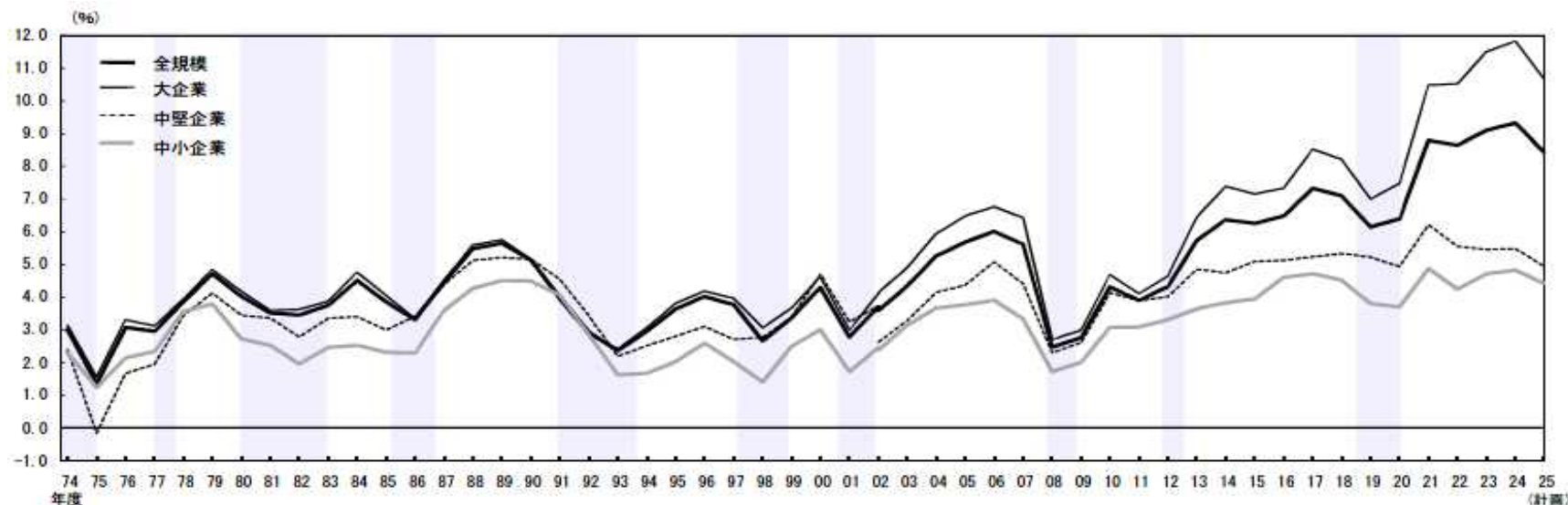
付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。

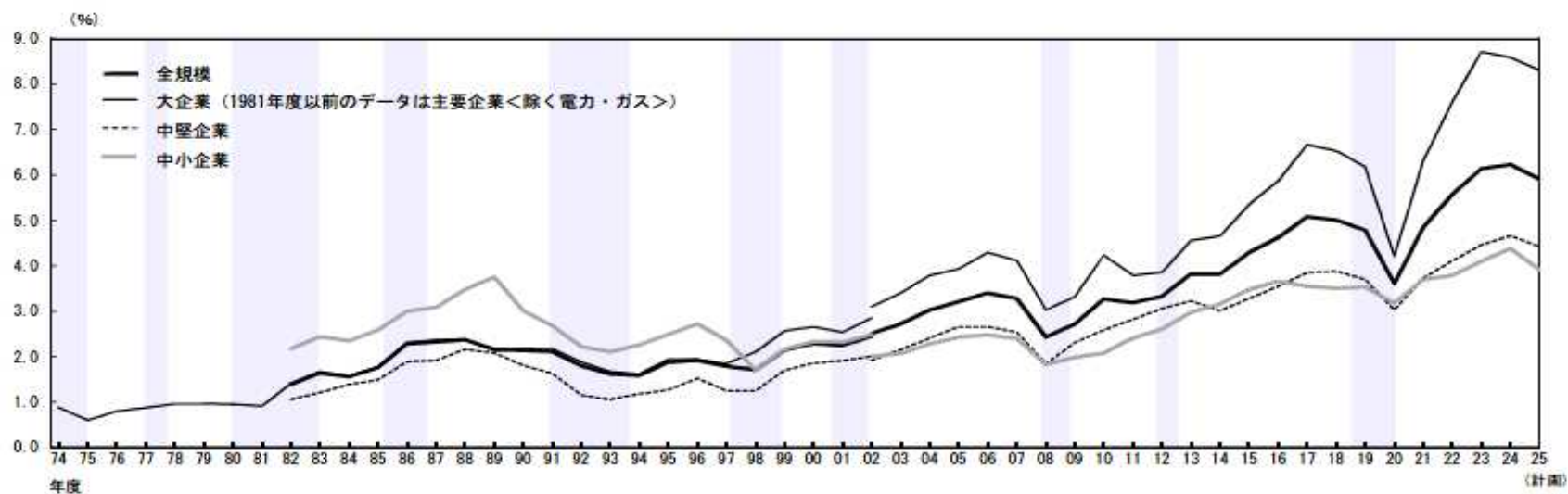


売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



売上高経常利益率の推移（日銀短観）

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
	非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
	非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
	非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
	非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

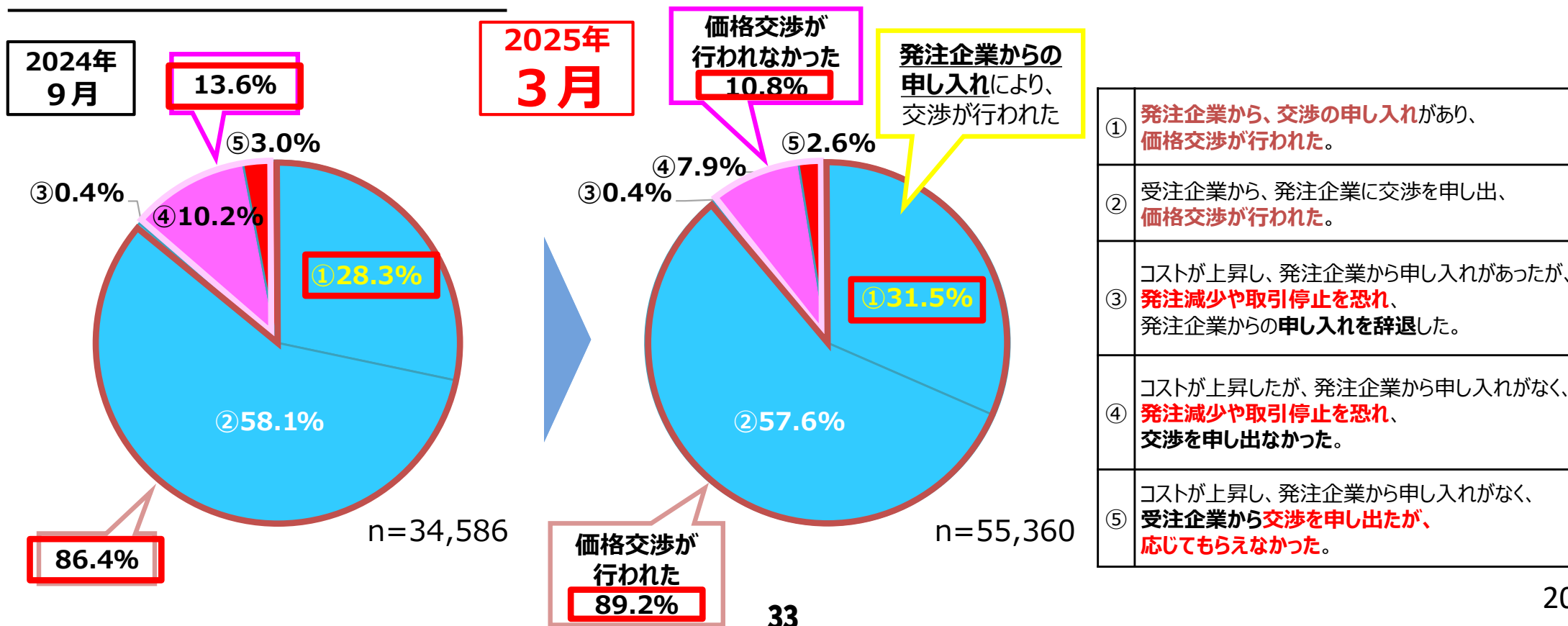
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3ポイント増**の**31.5%**。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 **3ポイント増**の**89.2%**。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→10.8%）。
- 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

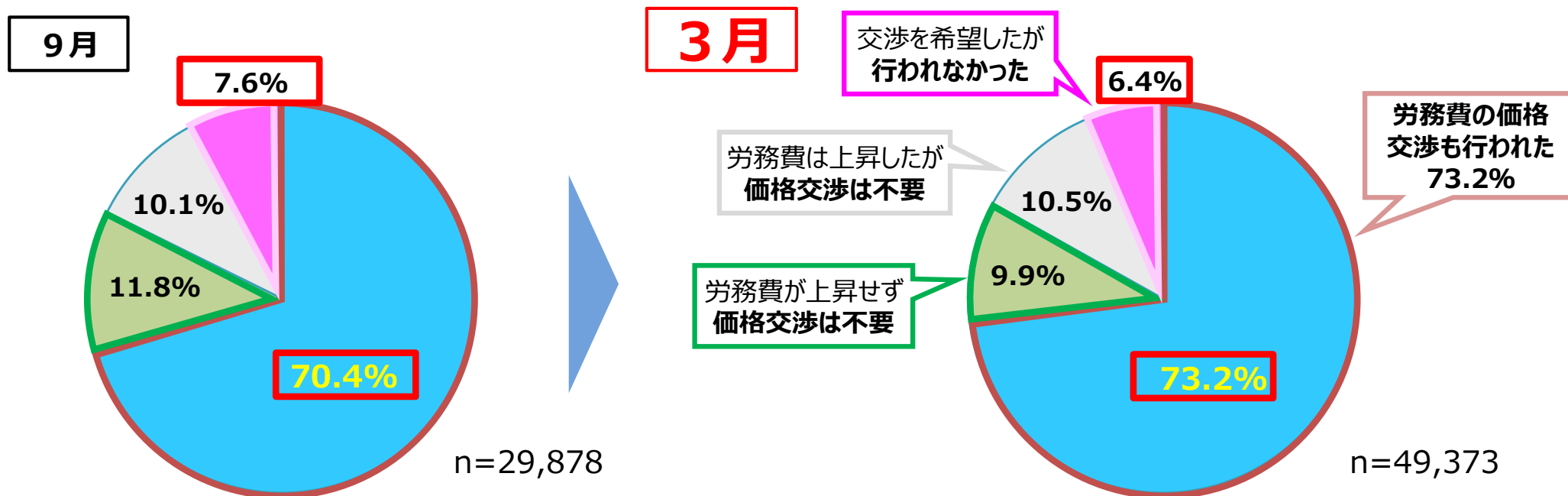


労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- ▲ 労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、**交渉の協議を拒否された**。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は**52.4%**。昨年9月より**約3ポイント増加**（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から**約3ポイント増の83.1%**。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→16.9%）。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

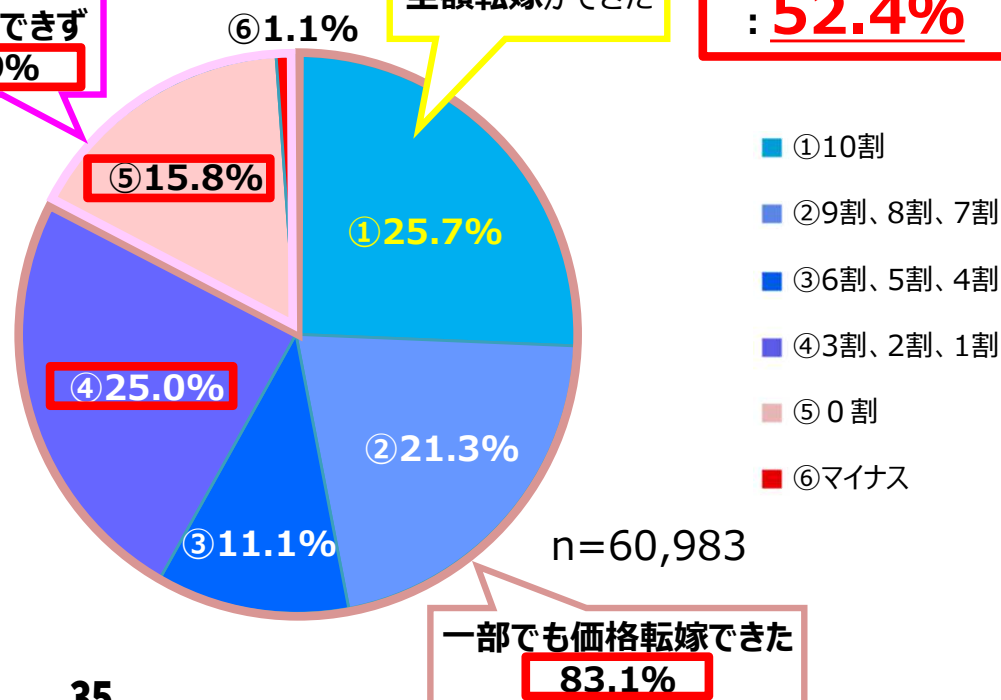
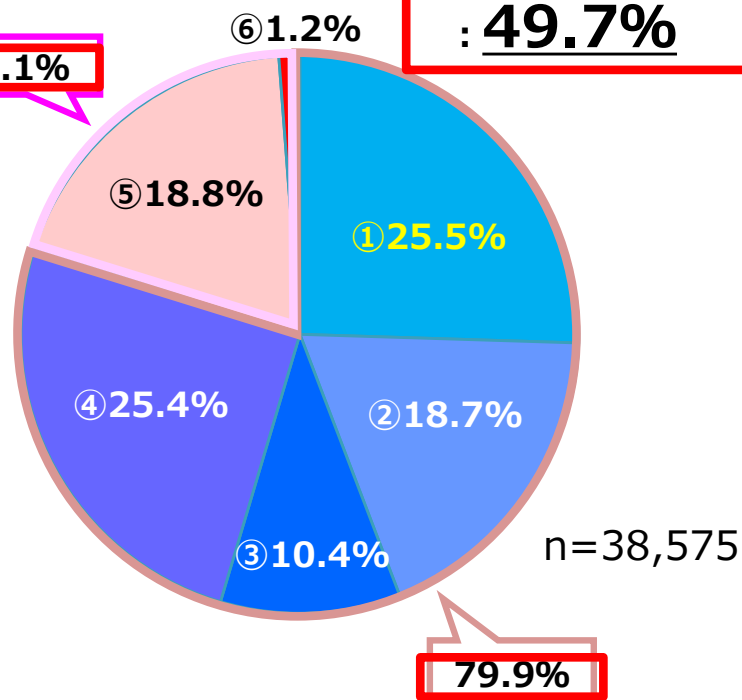
転嫁率【コスト全般】
: **49.7%**

3月

全く転嫁できず
16.9%

転嫁率【コスト全般】
: **52.4%**

全額転嫁ができた



価格転嫁の状況②【コスト要素別】

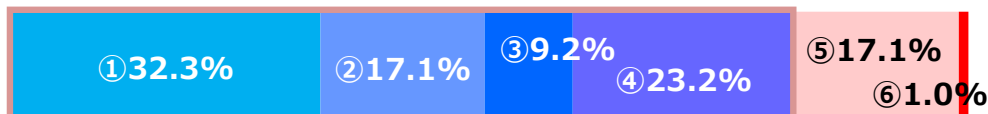
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

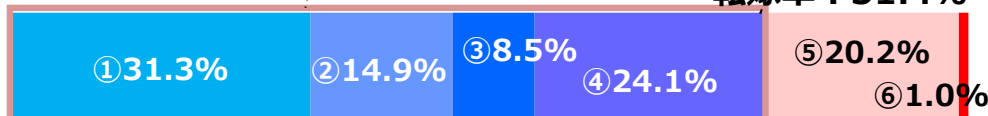
3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



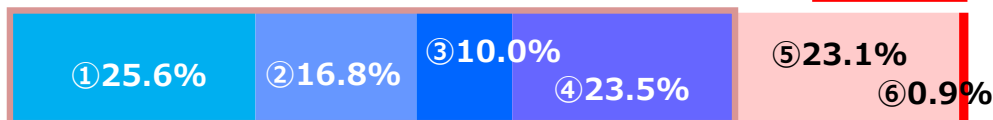
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

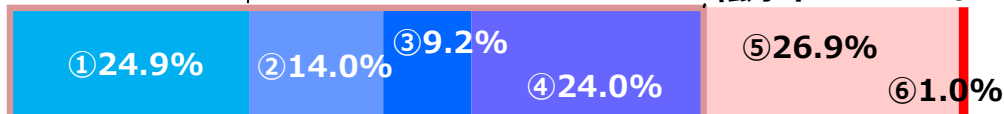
3月

転嫁率：47.8%



9月

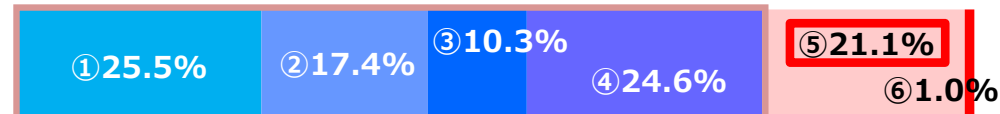
転嫁率：44.4%



労務費

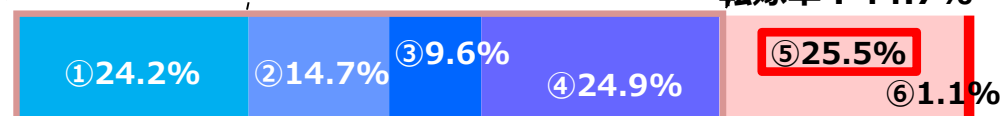
3月

転嫁率：48.6%



9月

転嫁率：44.7%

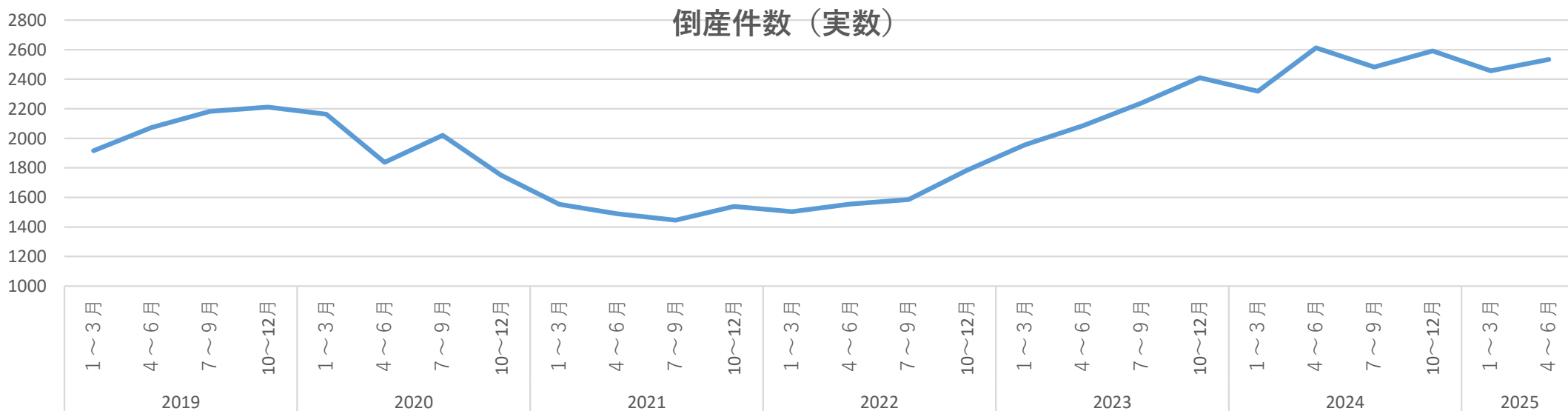


① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

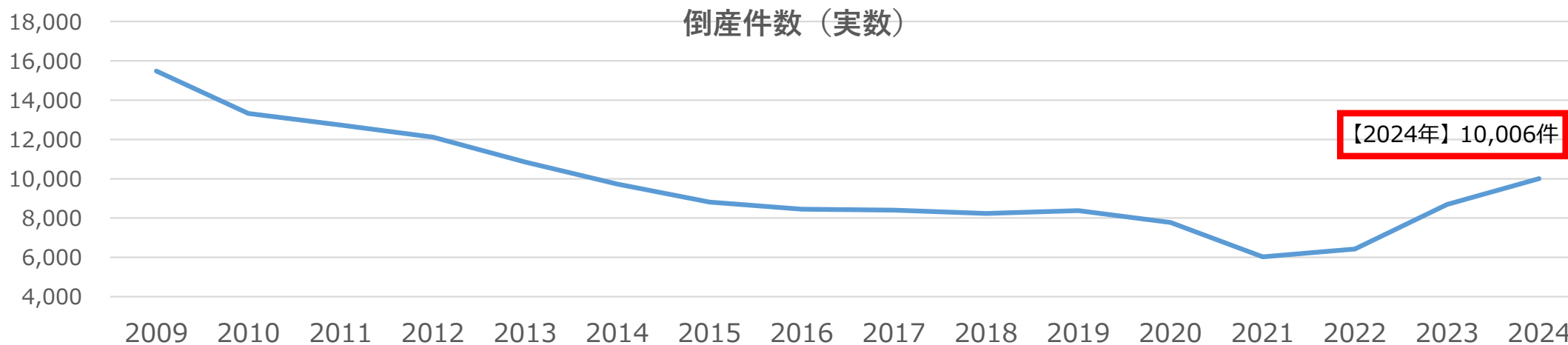
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

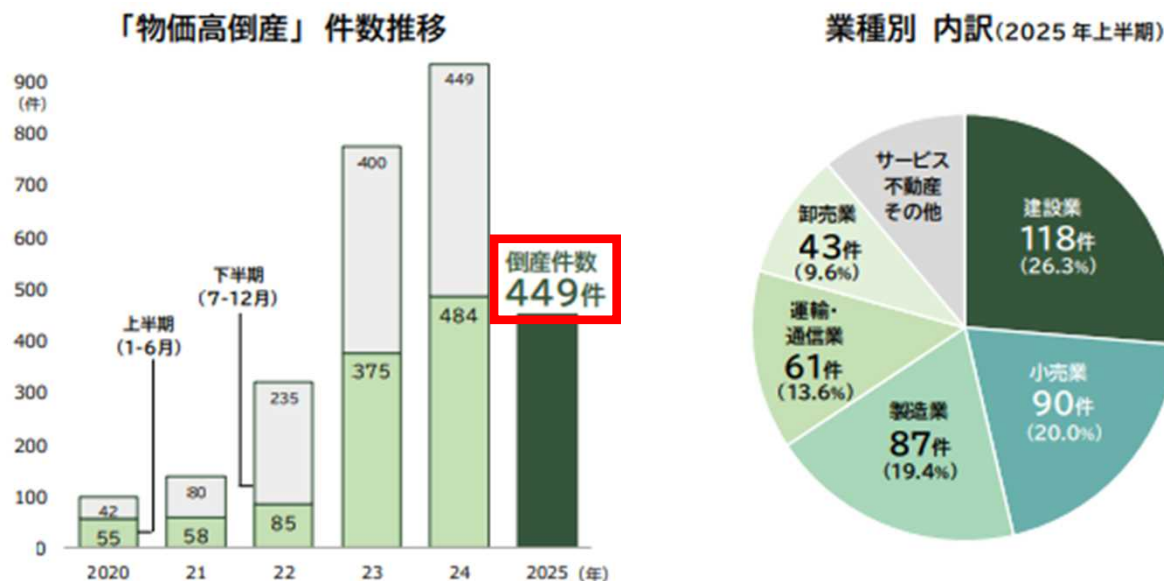
物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

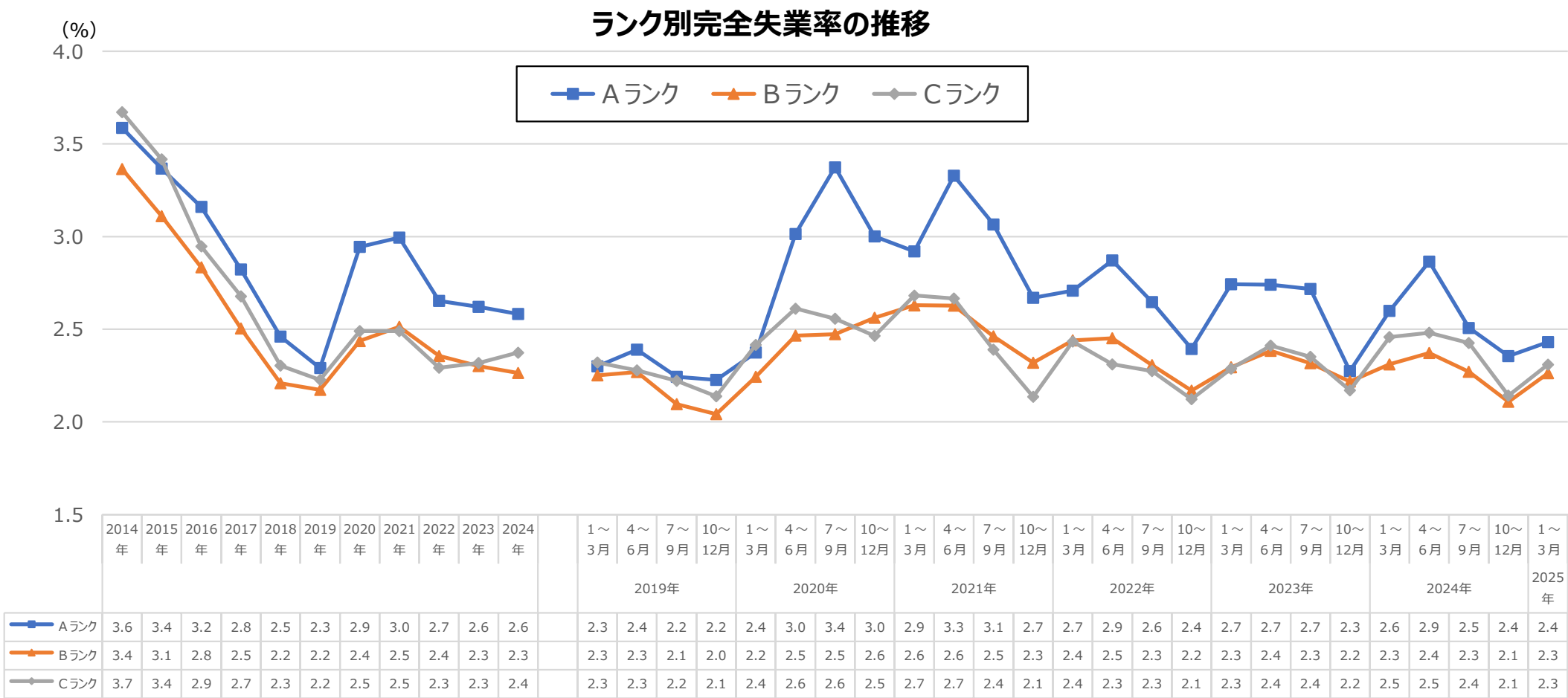
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。



ランク別完全失業率の推移

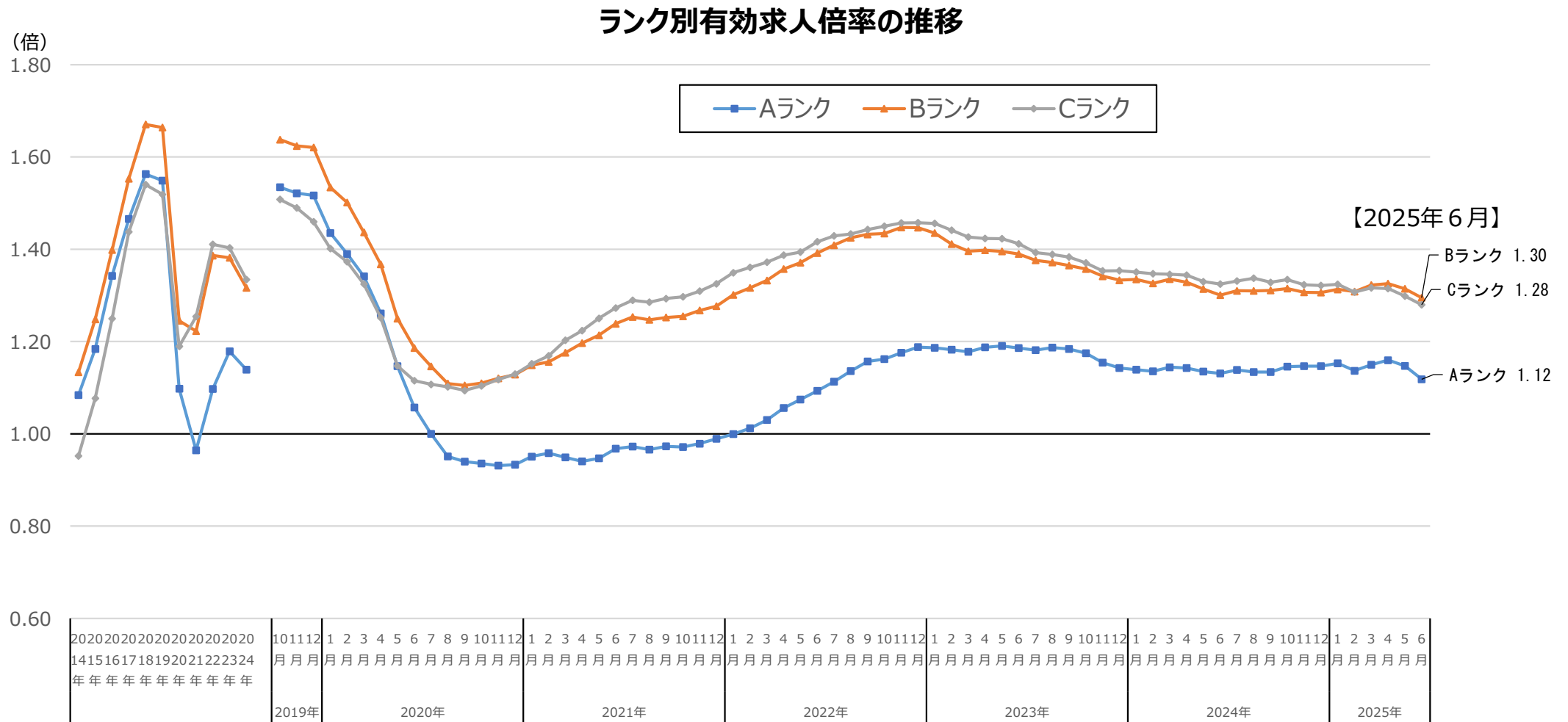
○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

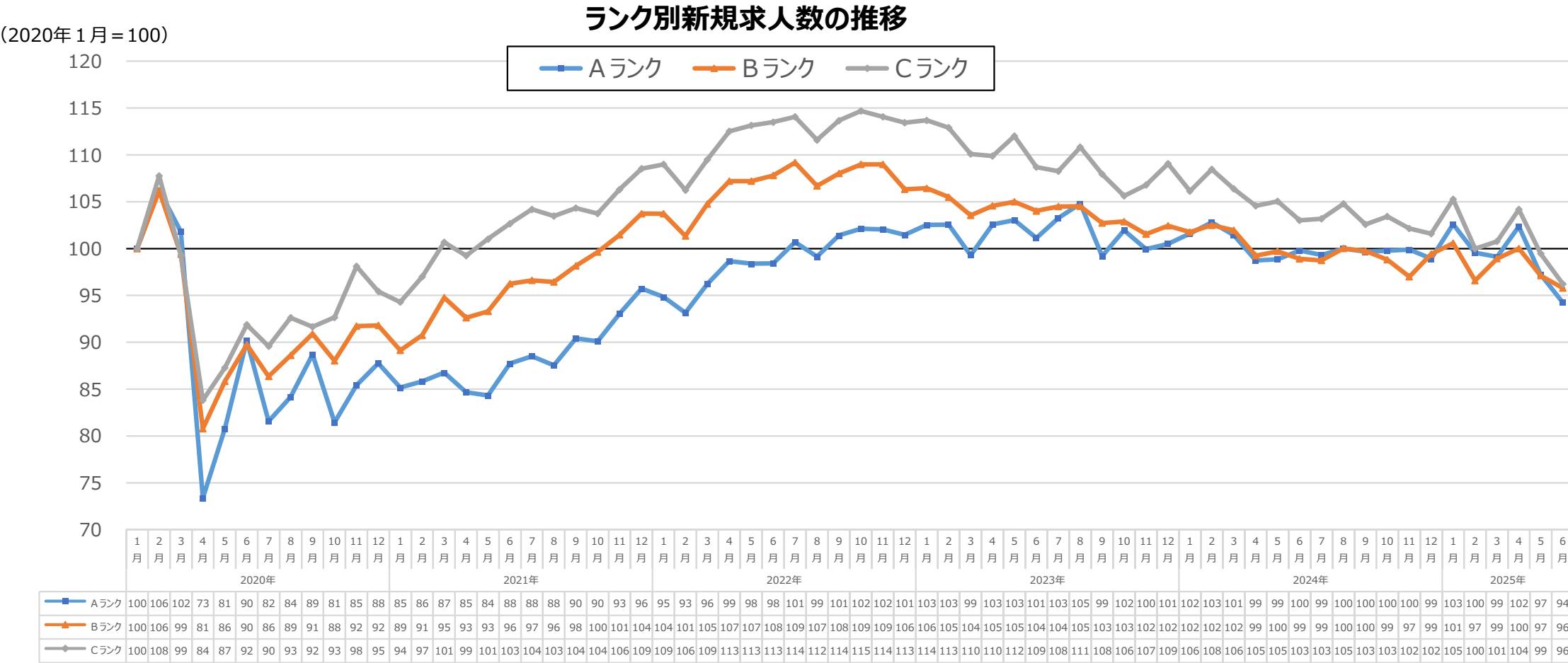
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

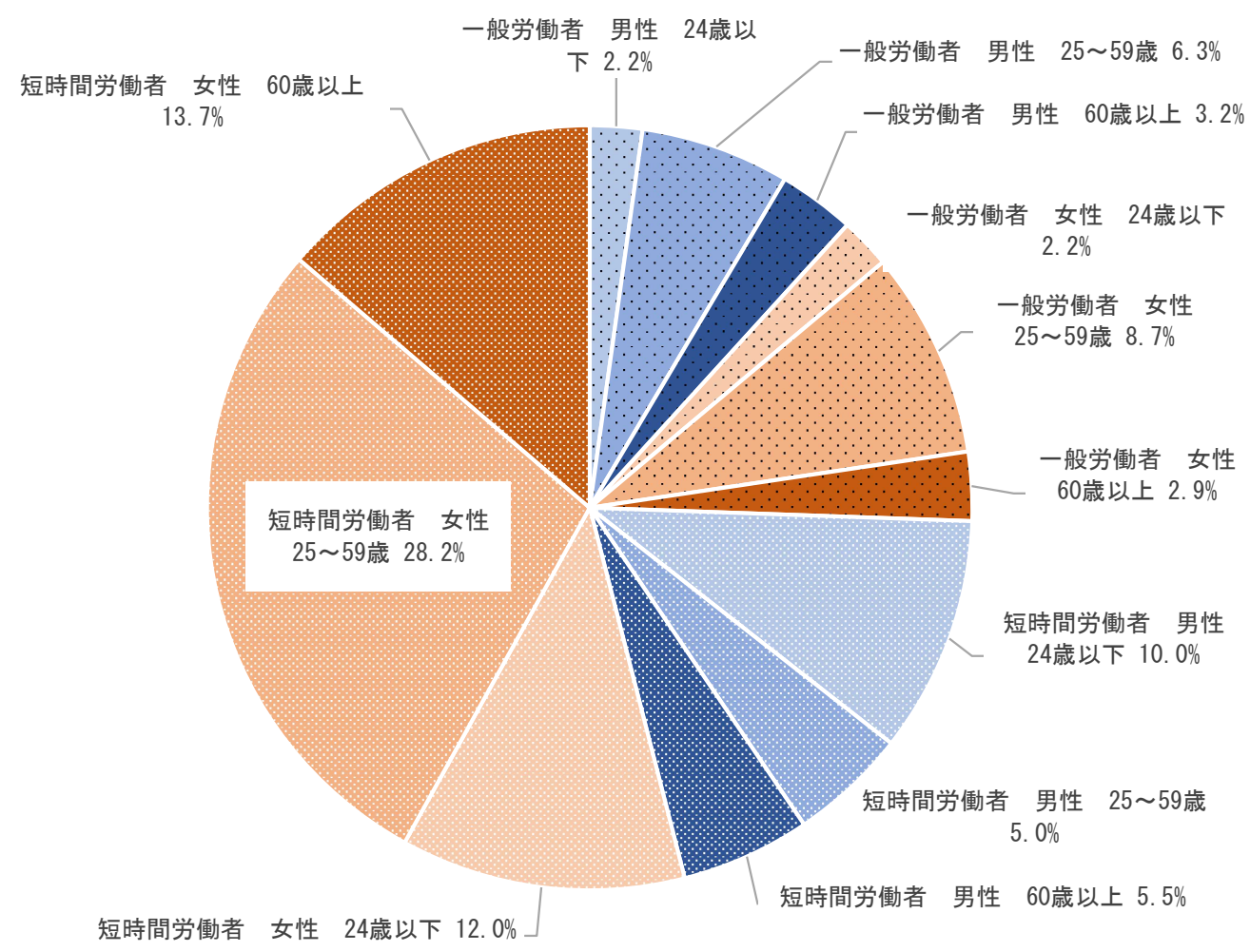
ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2024年）



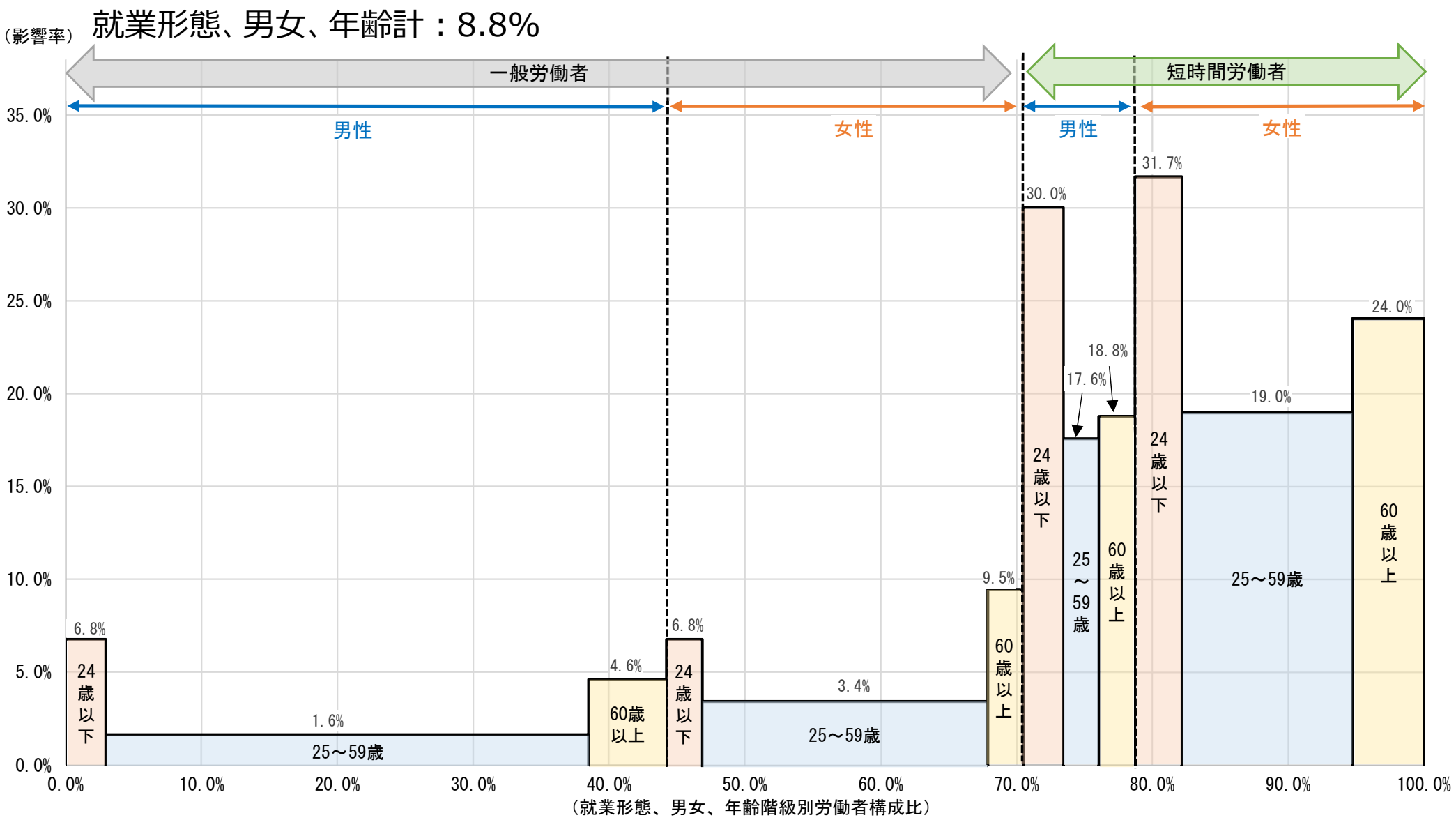
（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間あたり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）

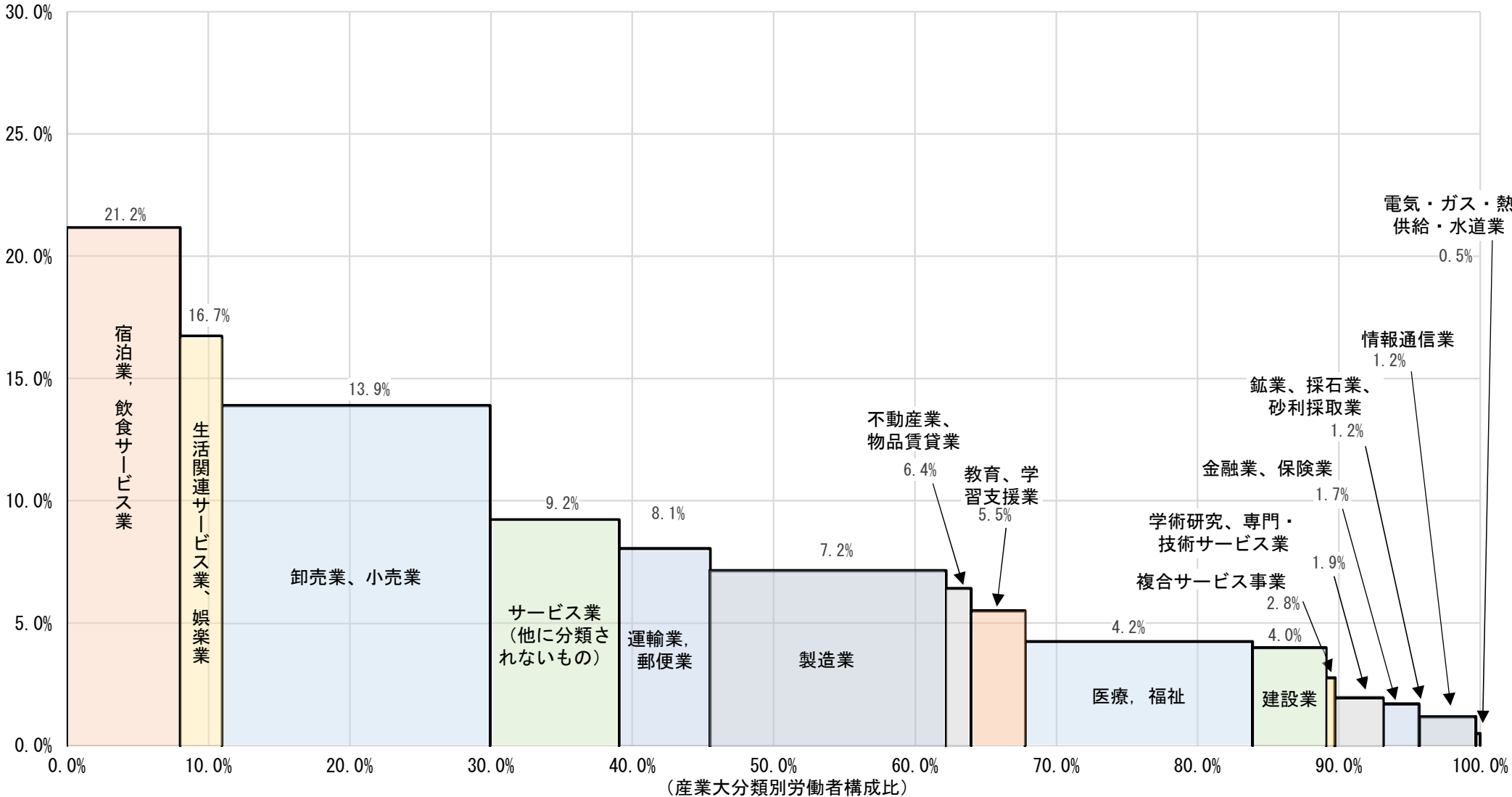


(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

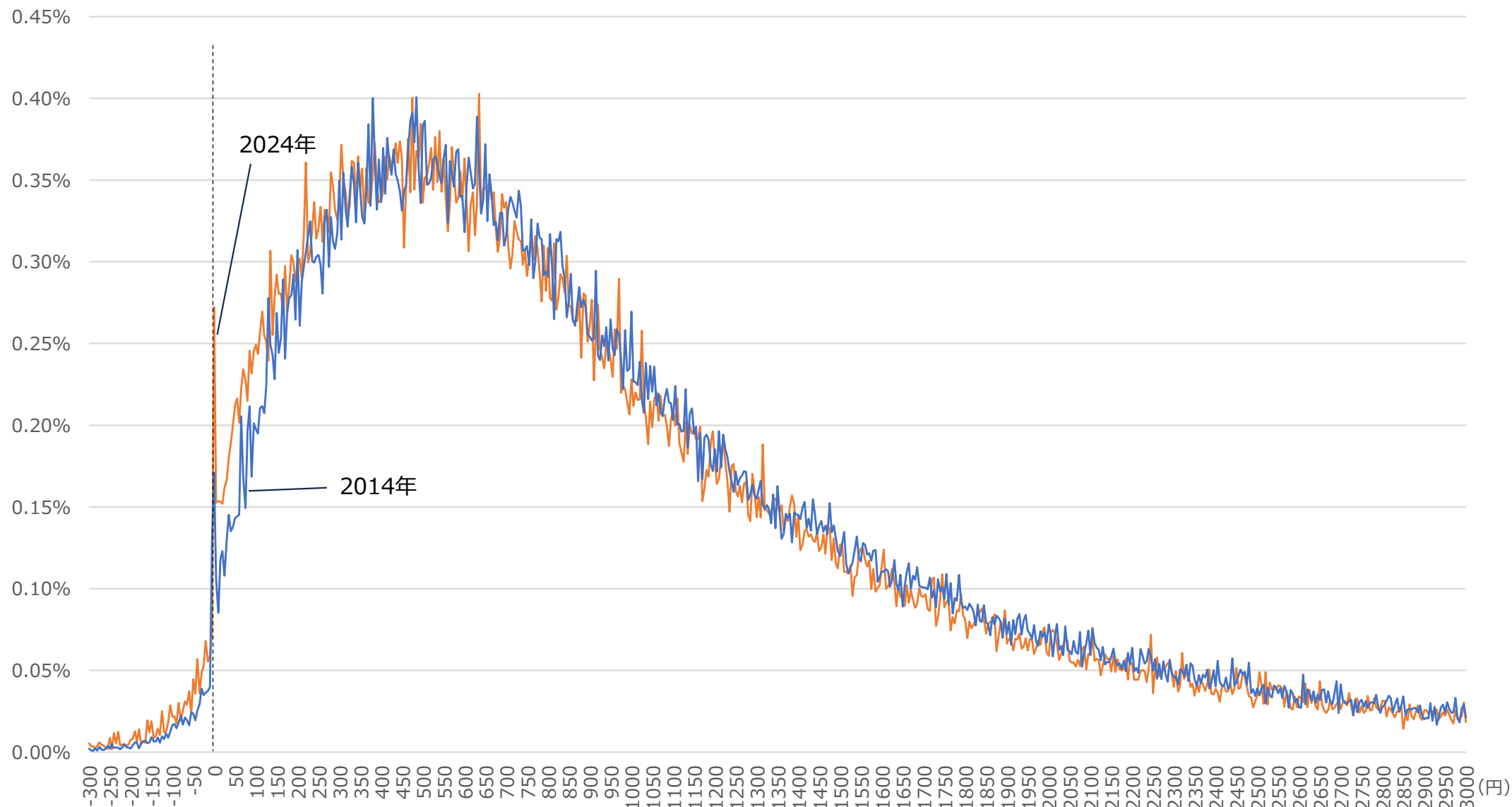
(影響率) 産業計：8.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

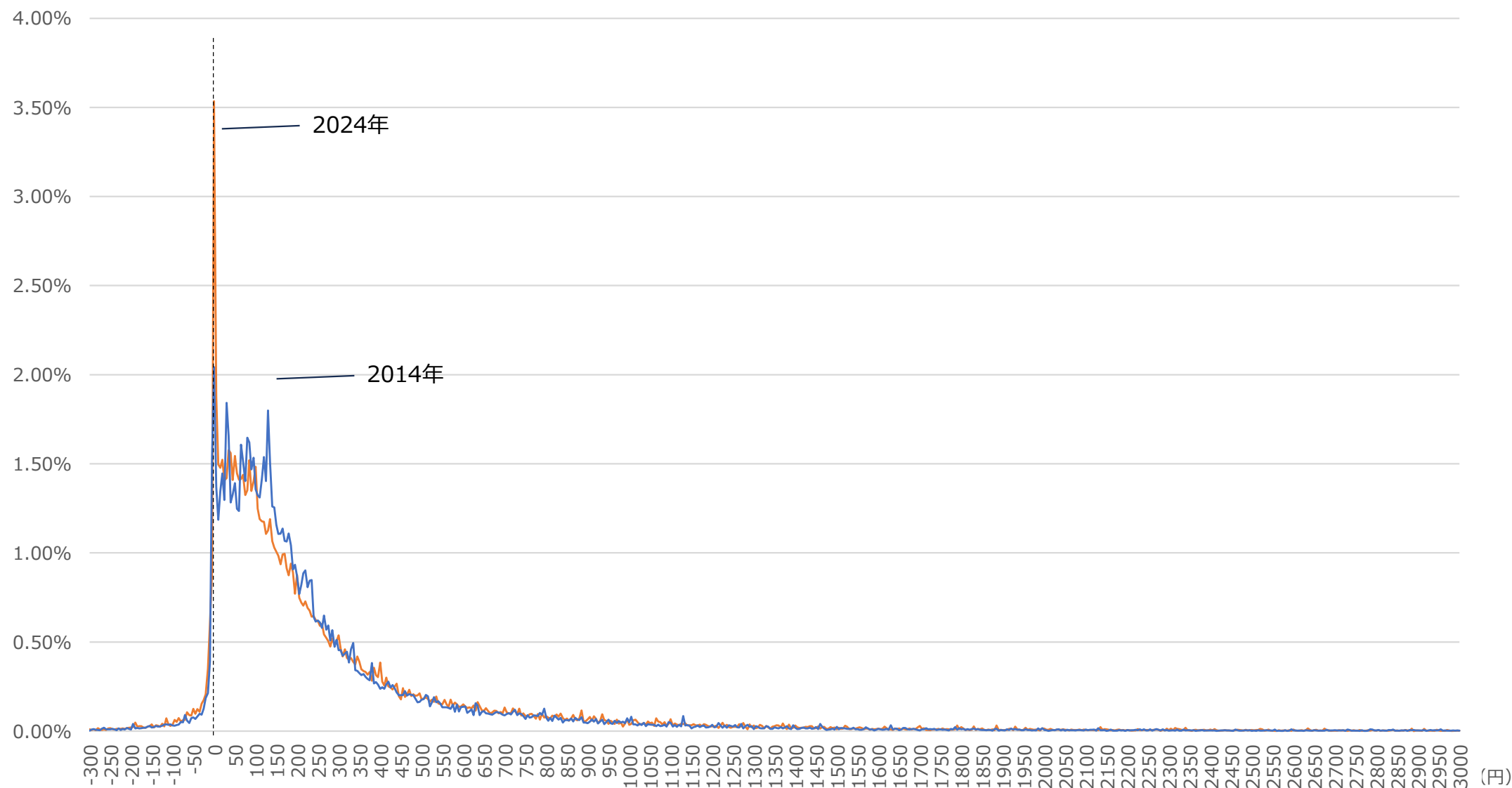
時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

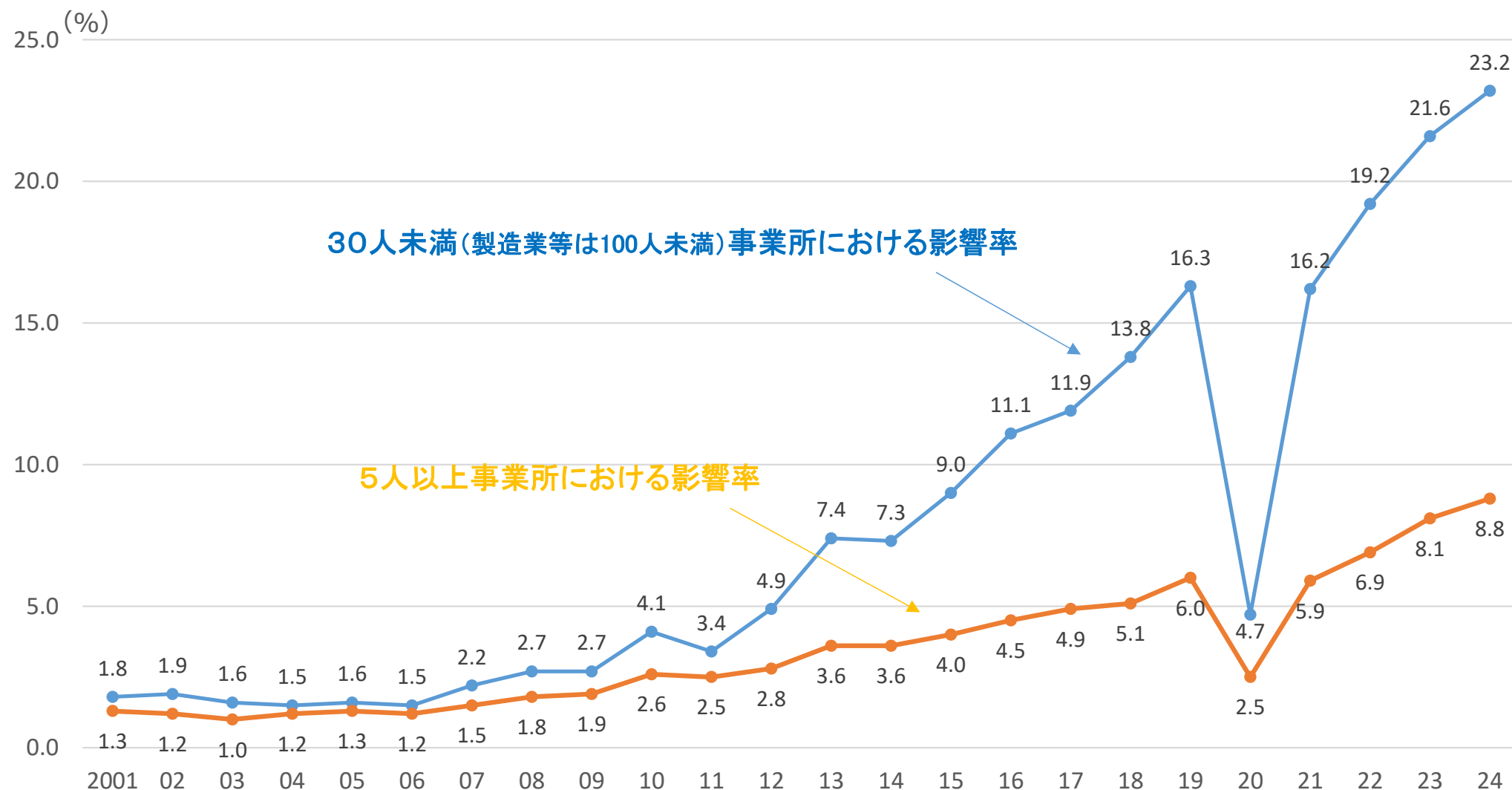


（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

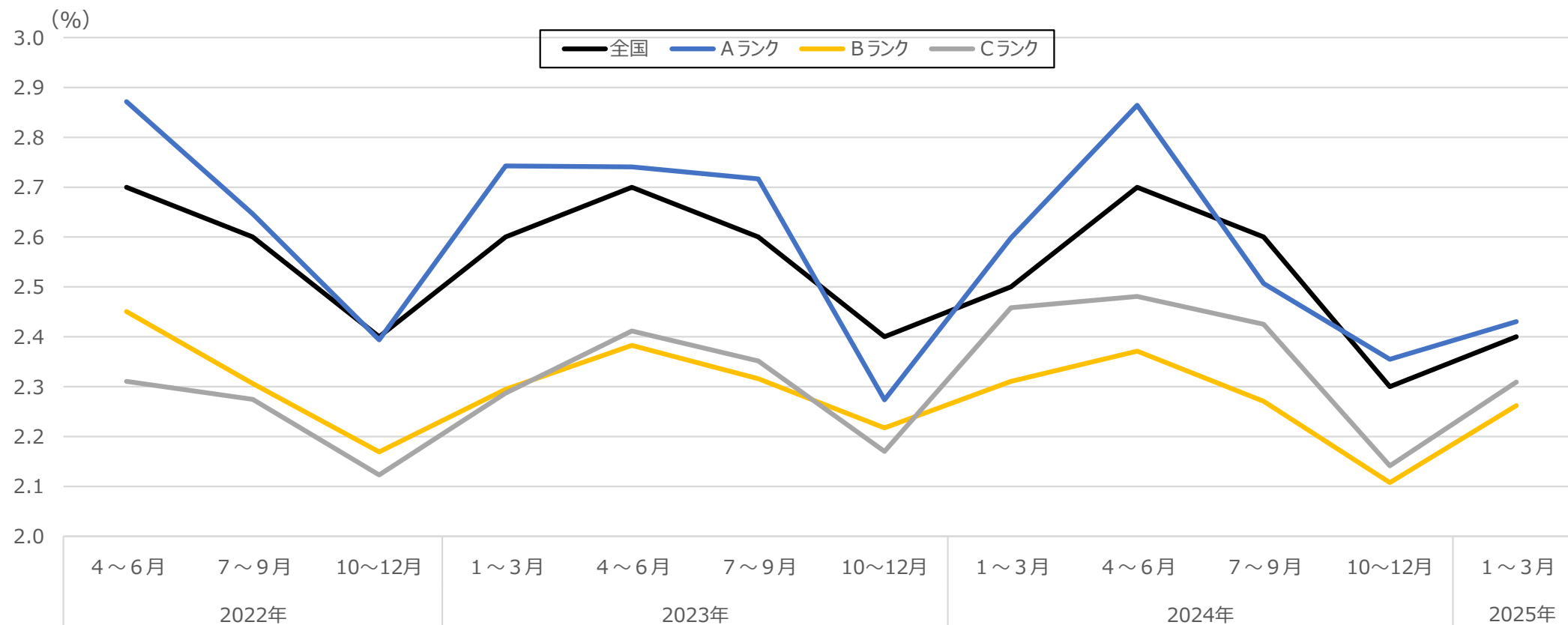
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

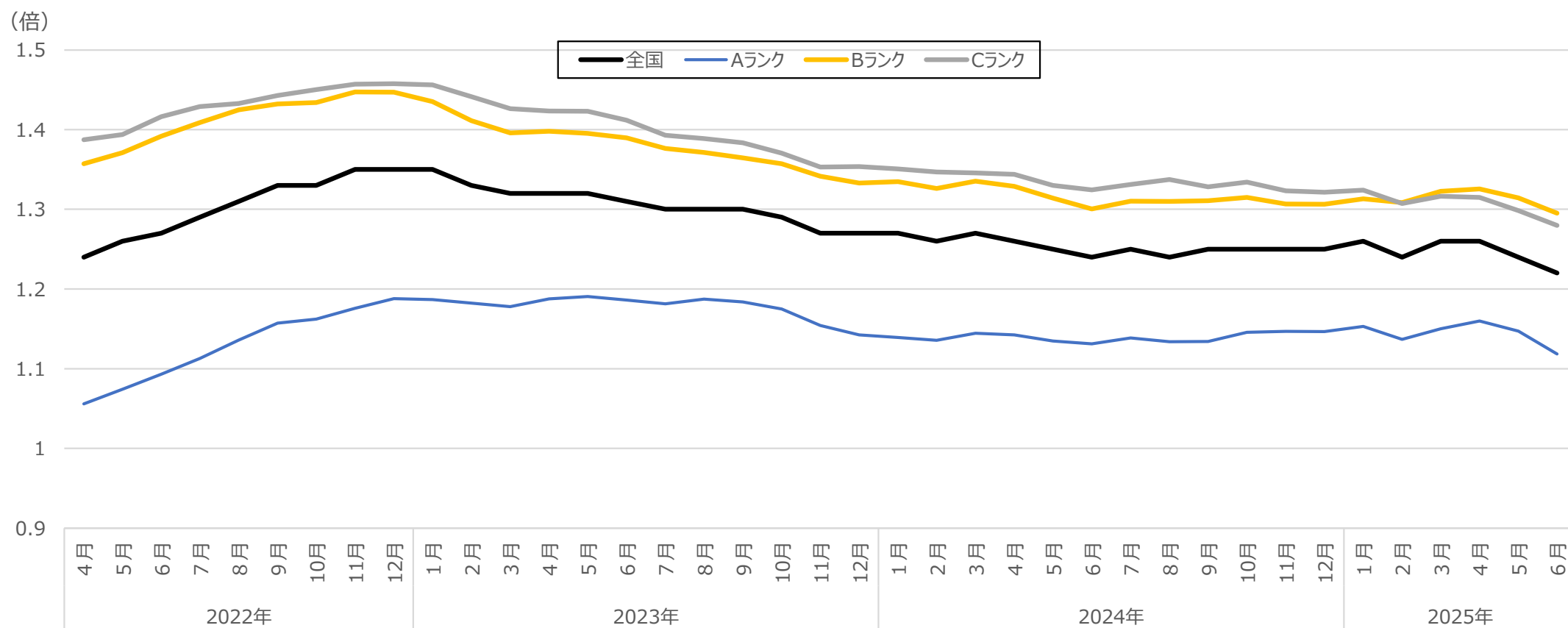
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

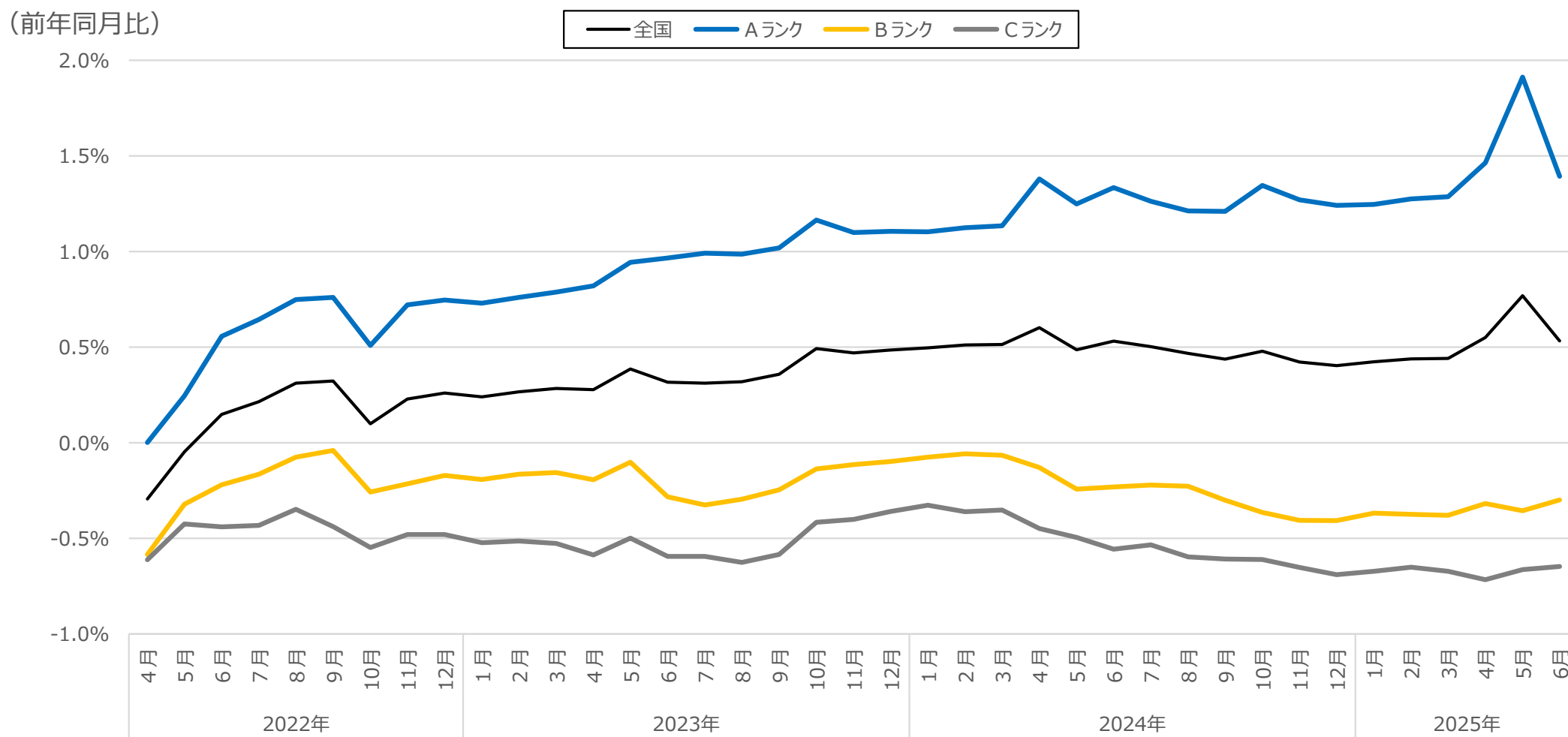
（注）1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

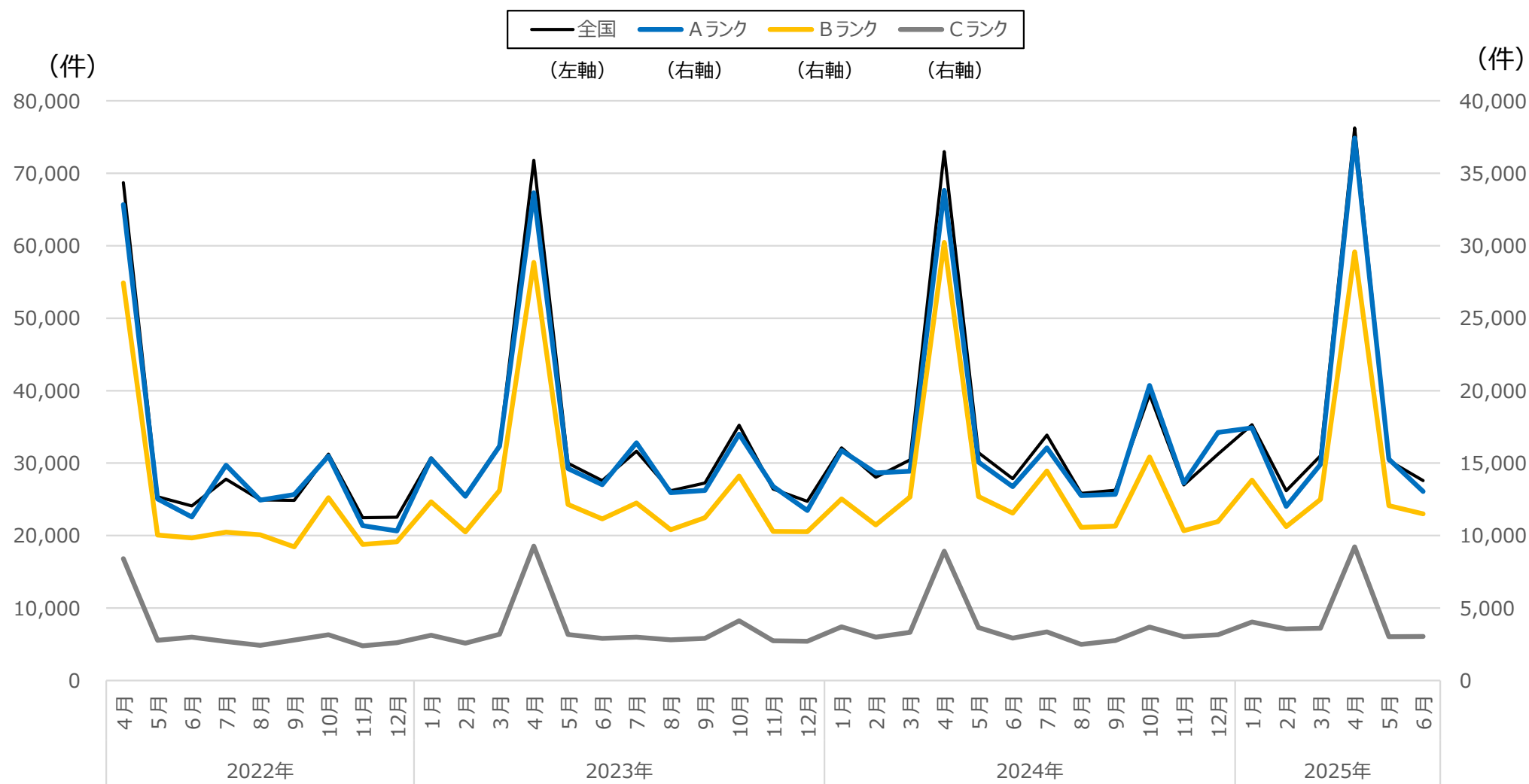
○ 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

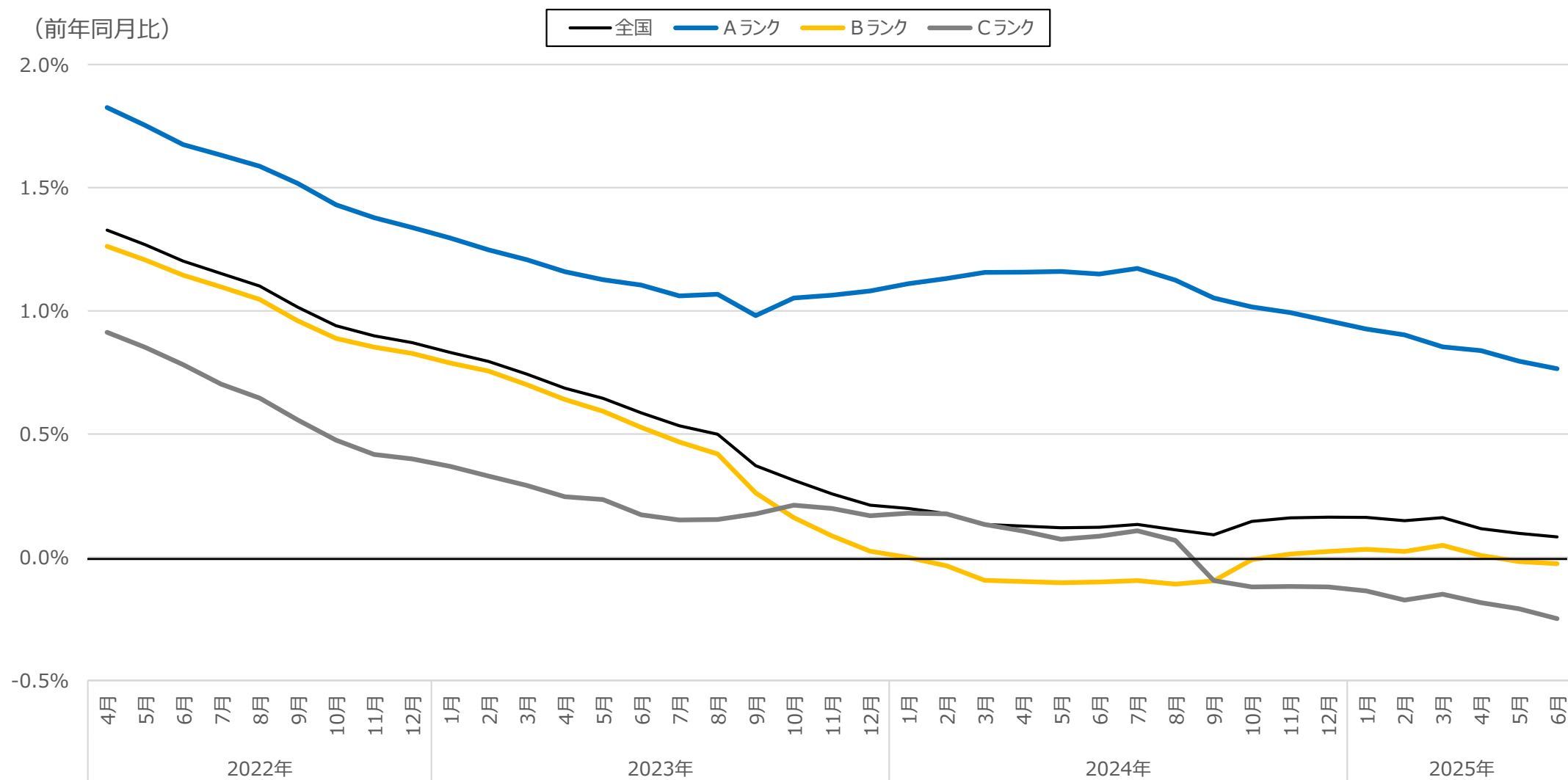
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

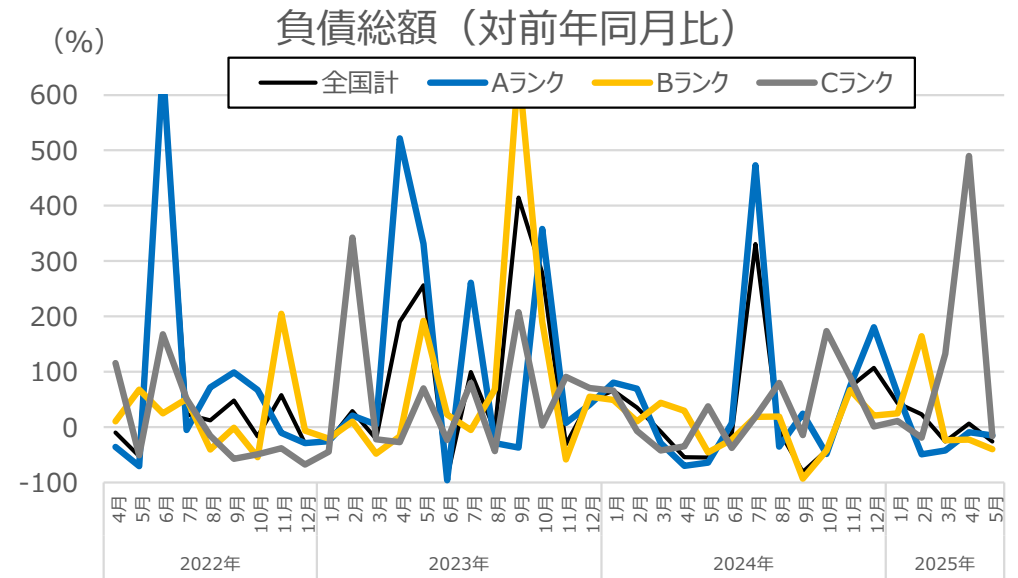
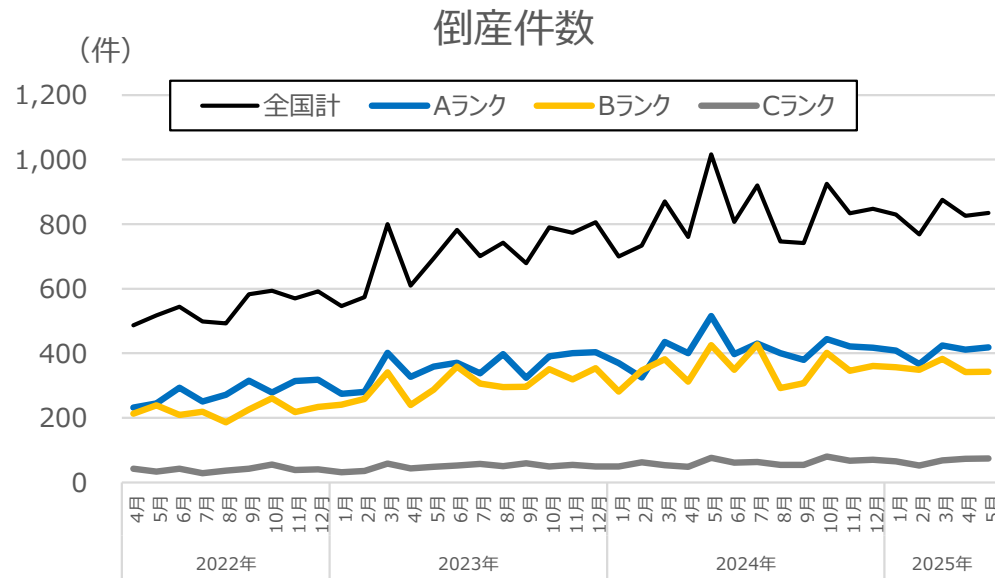
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

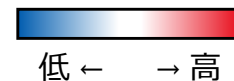
2022年4月 全国計:1,669%、Aランク：4,445%、 2023年9月 Bランク：1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年				2023年				2024年				2025年	2024年度 最貴引上げ額
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	55
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	54
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.1	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	56



有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2022年												2023年												2024年												2025年												2024年度 最貴引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	51						
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.06	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.99	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	50						
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.21	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.16	1.18	1.16	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	1.09	55							
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.22	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.20	1.17	1.19	1.20	1.20	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19	1.19	59						
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22	1.19	50						
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.50	1.50	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20	1.20	54						
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.32	1.35	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31	1.28	55							
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.42	1.40	1.39	1.37	1.39	1.37	1.39	1.37	1.34	1.31	1.29	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	1.30	55				
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	1.18	52					
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.23	1.19	1.19	1.20	1.21	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15	1.14	1.13	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16	1.17	1.19	1.19	1.21	1.19	1.19	1.16	50						
群馬県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.52	1.52	1.49	1.44	1.41	1.41	1.45	1.41	1.43	1.42	1.40	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.41	1.39	1.35	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.33	1.31	1.30	1.28	50						
埼玉県	0.95	0.96	0.98	1.01	1.01	1.03	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.06	1.08	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.02	1.02	1.03	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.06	1.02	50					
千葉県	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.98	0.99	0.99	1.01	1.03	1.01	1.03	1.05	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.02	1.01	0.99	0.99	1.00	1.00	0.98	50						
東京都	1.28	1.30	1.34	1.39	1.44	1.45	1.50	1.56	1.63	1.64	1.69	1.73	1.75	1.76	1.78	1.79	1.78	1.77	1.75	1.81	1.84	1.81	1.78	1.76	1.76	1.75	1.77	1.75	1.76	1.79	1.80	1.76	1.75	1.77	1.76	1.78	1.74	1.76	1.79	1.76	1.70	1.76	1.70	50					
神奈川県	0.80	0.82	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.90	0.91	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.91	0.91	0.92	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.90	0.90	0.91	0.92	0.91	0.92	0.93	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.90	0.90	0.92	0.89	0.85	50							
新潟県	1.52	1.54	1.52	1.54	1.57	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.47	1.45	1.44	1.50	1.43	1.41	54						
富山県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.53	1.57	1.58	1.59	1.59	1.61	1.60	1.60	1.57	1.52	1.50	1.50	1.50	1.47	1.45	1.43	1.43	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.43	1.41	1.39	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48	1.50	50					
石川県	1.48	1.51	1.52	1.54	1.59	1.60	1.63	1.66	1.65	1.65	1.64	1.65	1.66	1.64	1.64	1.66	1.64	1.65	1.61	1.59	1.57	1.56	1.54	1.53	1.58	1.49	1.46	1.47	1.48	1.45	1.48	1.50	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.66	1.65	1.62	51						
福井県	1.84	1.89	1.87	1.86	1.87	1.90	1.93	1.91	1.92	1.89	1.90	1.87	1.89	1.79	1.78	1.83	1.84	1.81	1.80	1.78	1.78	1.78	1.78	1.78	1.77	1.77	1.75	1.77	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72	1.72	1.70	53					
山梨県	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23	1.27	1.25	1.27	1.29	1.27	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	1.30	50				
長野県	1.43	1.48	1.48	1.51	1.54	1.57	1.58	1.57	1.55	1.58	1.60	1.60	1.55	1.50	1.49	1.49	1.47	1.45	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.36	1.35	1.34	1.31	1.32	1.31	1.31	1.31	1.30	1.30	1.28	1.29	1.30	1.29	1.30	1.29	1.27	1.26	50				
岐阜県	1.56	1.58	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.69	1.68	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.57	1.58	1.58	1.55	1.53	1.58	1.59	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56	1.53	1.52	1.52	1.51	1.54	1.53	1.54	1.51	1.45	1.45	1.43	1.43	1.43	1.43	51						
静岡県	1.18	1.21	1.24	1.28	1.28	1.30	1.30	1.32	1.33	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.24	1.25	1.27	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08	1.07	50						
愛知県	1.27	1.30	1.34	1.38	1.38	1.37	1.36	1.41	1.41	1.42	1.42	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.34	1.36	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.32	1.31	1.30	1.29	1.31	1.31	1.30	1.27	1.26	1.26	1.25	1.26	1.27	1.26	1.27	1.29	1.32	1.35	1.32	1.2				

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ率
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%							
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%							
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%							
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%								
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%							
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%								
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%								
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%							
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%							
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%							
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%							
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%							
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%							
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%							
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%							
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%							
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%							
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%							
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%								
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%								
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%							
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%							
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%							
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%							
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%							
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%							
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%								
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%								
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%							
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%								
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%							
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%							
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%							
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%								
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%							
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%							
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%							
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1																	

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

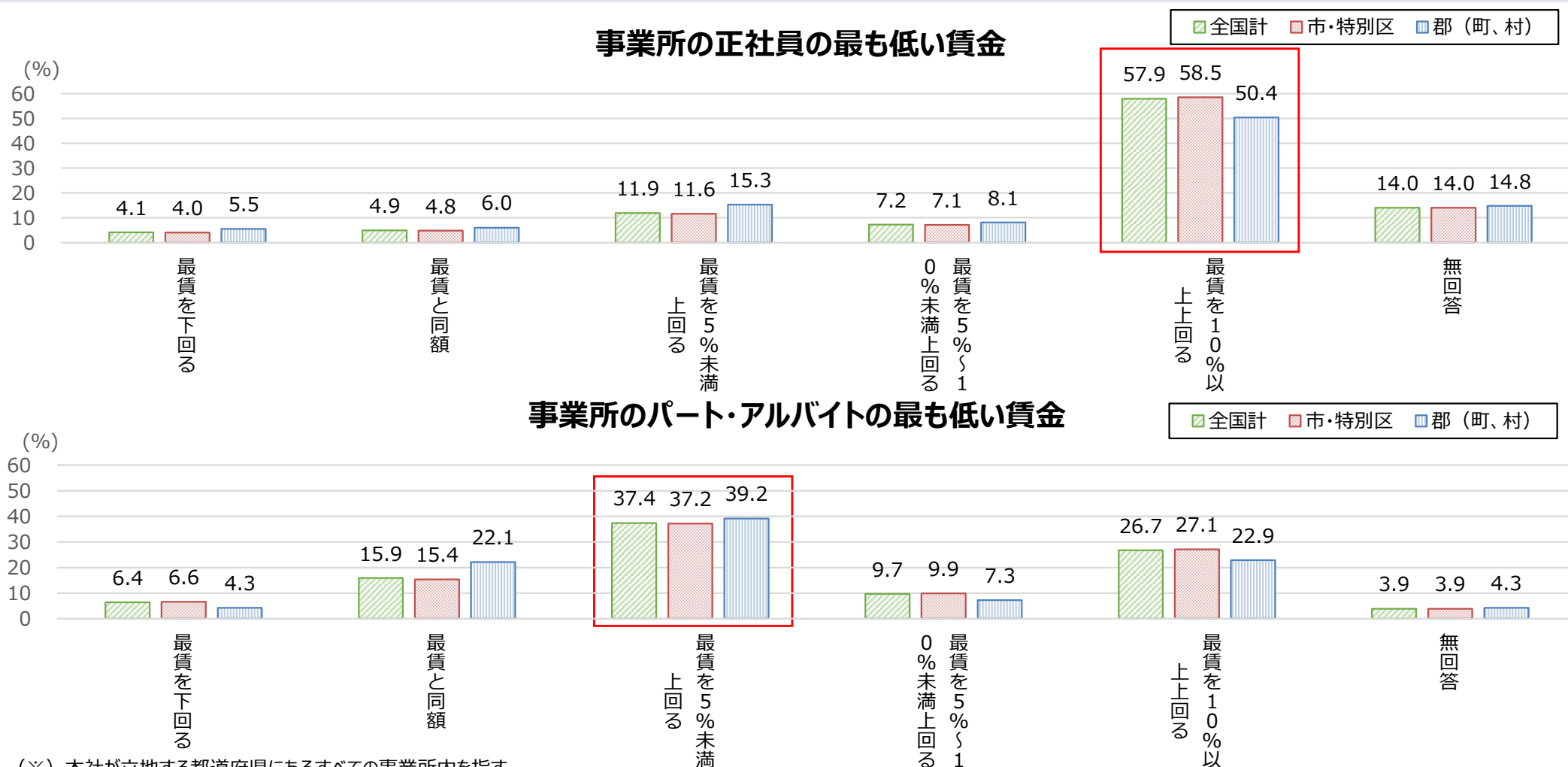
	2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ率
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%							
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%							
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%							
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%							
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%							
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%							
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%							
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%							
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%							
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%							
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%							
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%							
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%							
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%							
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%							
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%							
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%							
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%							
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%							
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%							
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%							
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%							
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%							
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%							
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%							
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%							
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%							
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%							
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%							
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%							
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%							
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%							
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%							
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%							
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%							
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%</							

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%							
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%							
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%							
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%							
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%							
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%							
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%							
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%							
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%							
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%							
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%							
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%							
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%							
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%							
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%							
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%							
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%							
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%							
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%							
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%								
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%							
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%							
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%							
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%							
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%							
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%							
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%							
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%							
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%							
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	50							
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%							
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%							
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%							
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%							
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%							
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%							
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%							
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%							
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1								

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。



（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

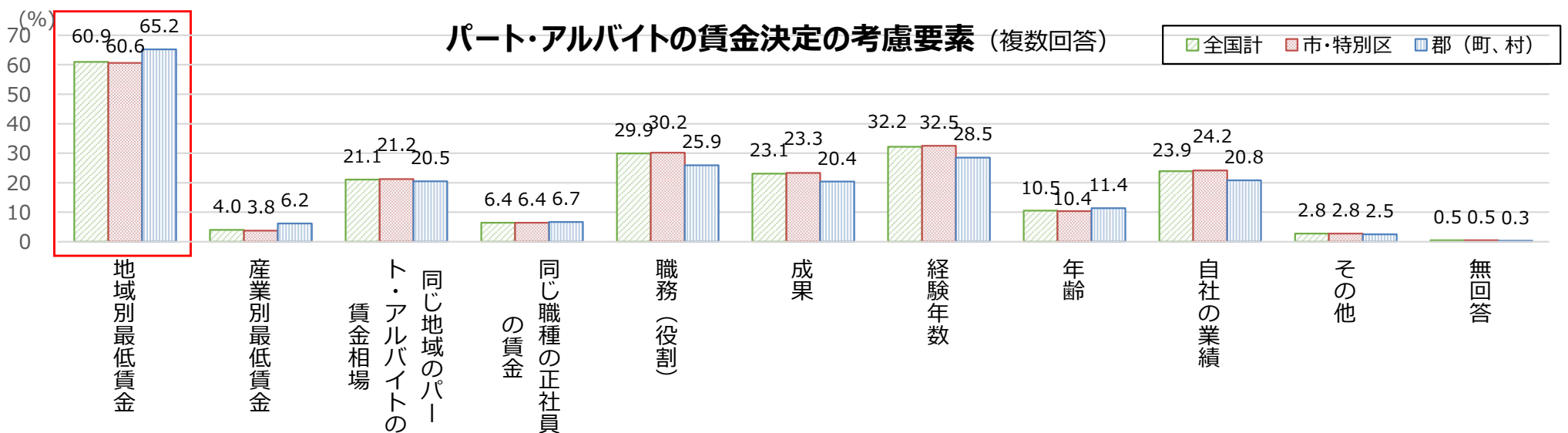
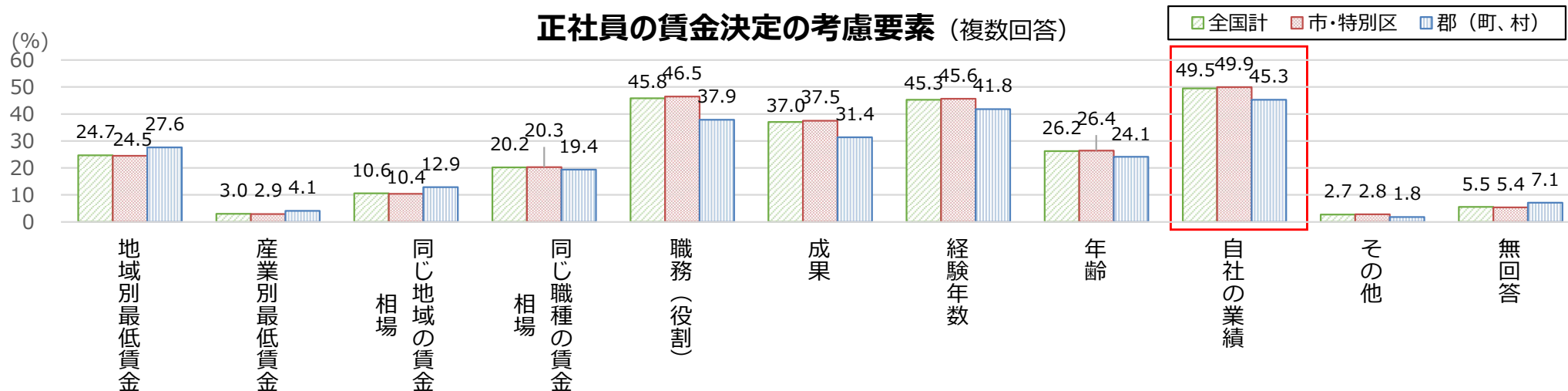
（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

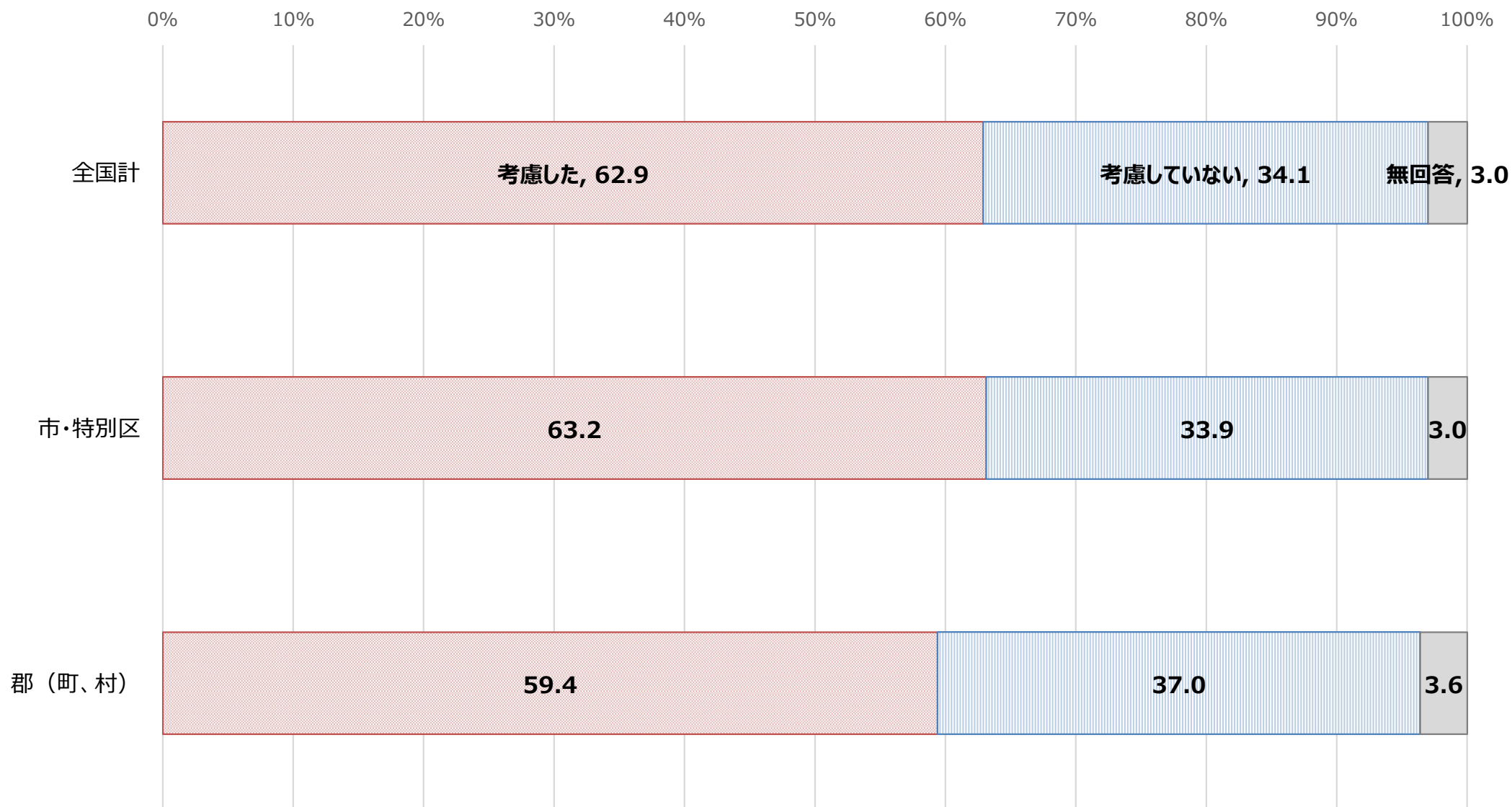
正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



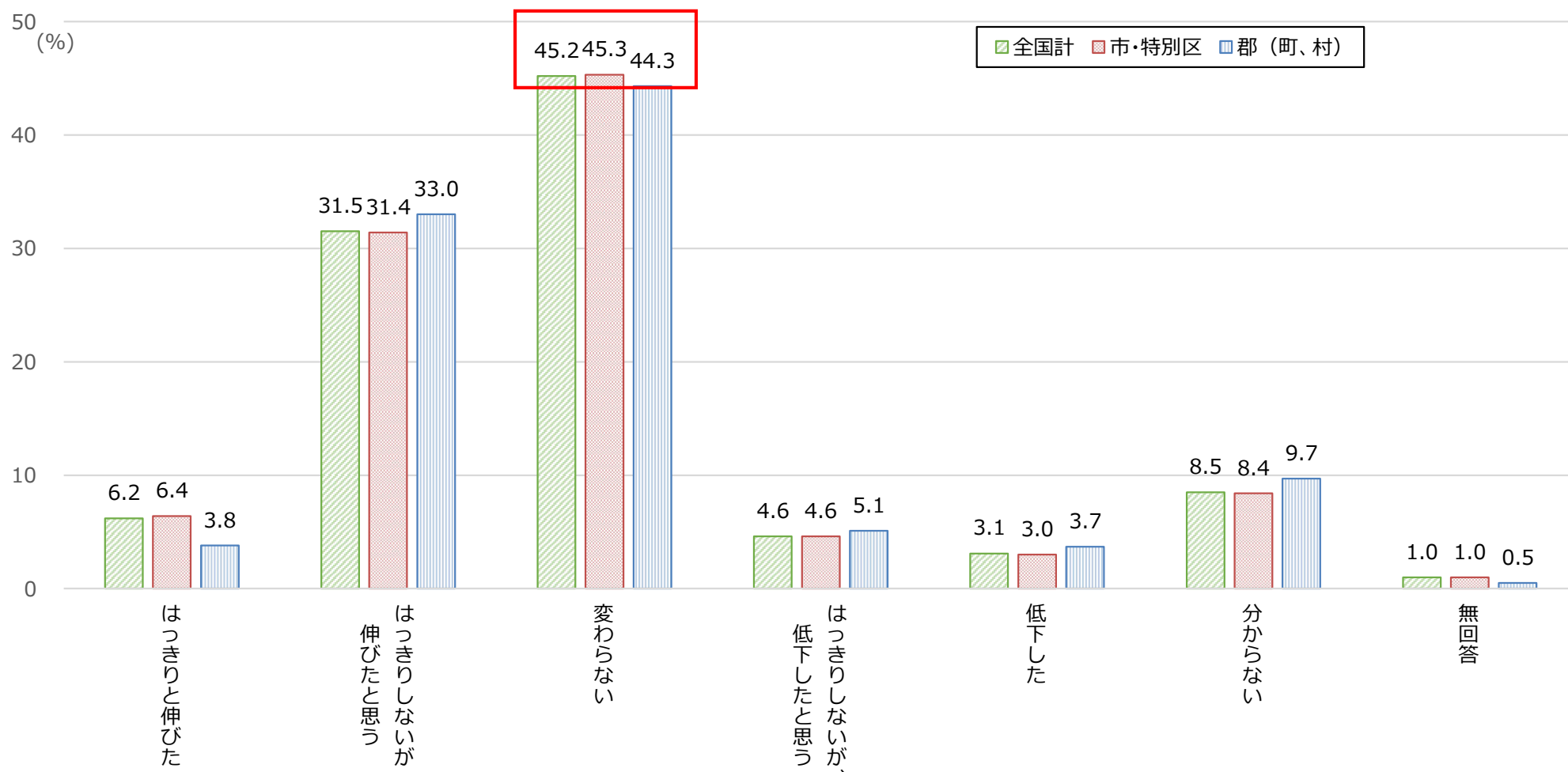
（注）集計対象企業（8,666社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,328社）について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

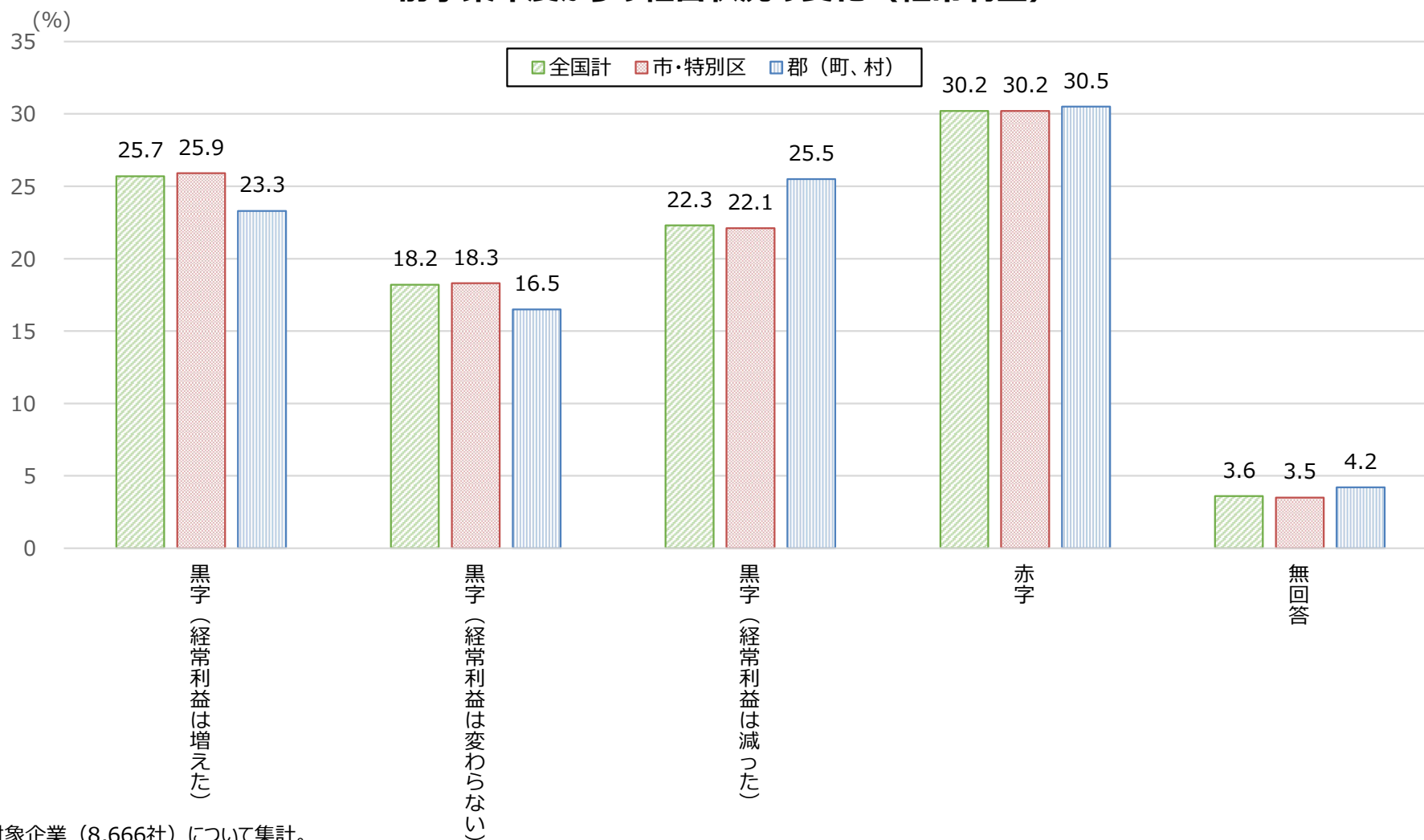


(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2024年調査: 3,990社) について集計。

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

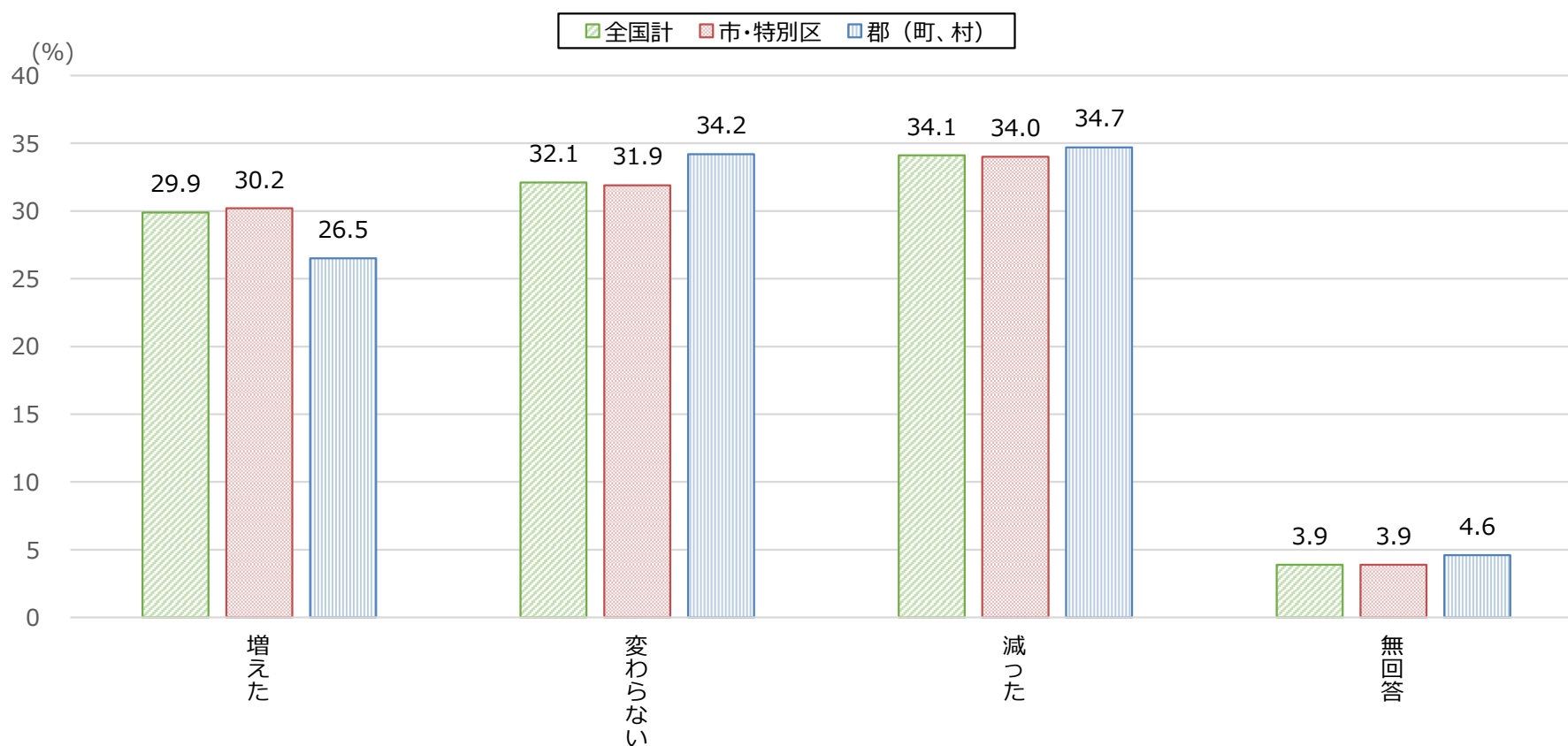


（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）

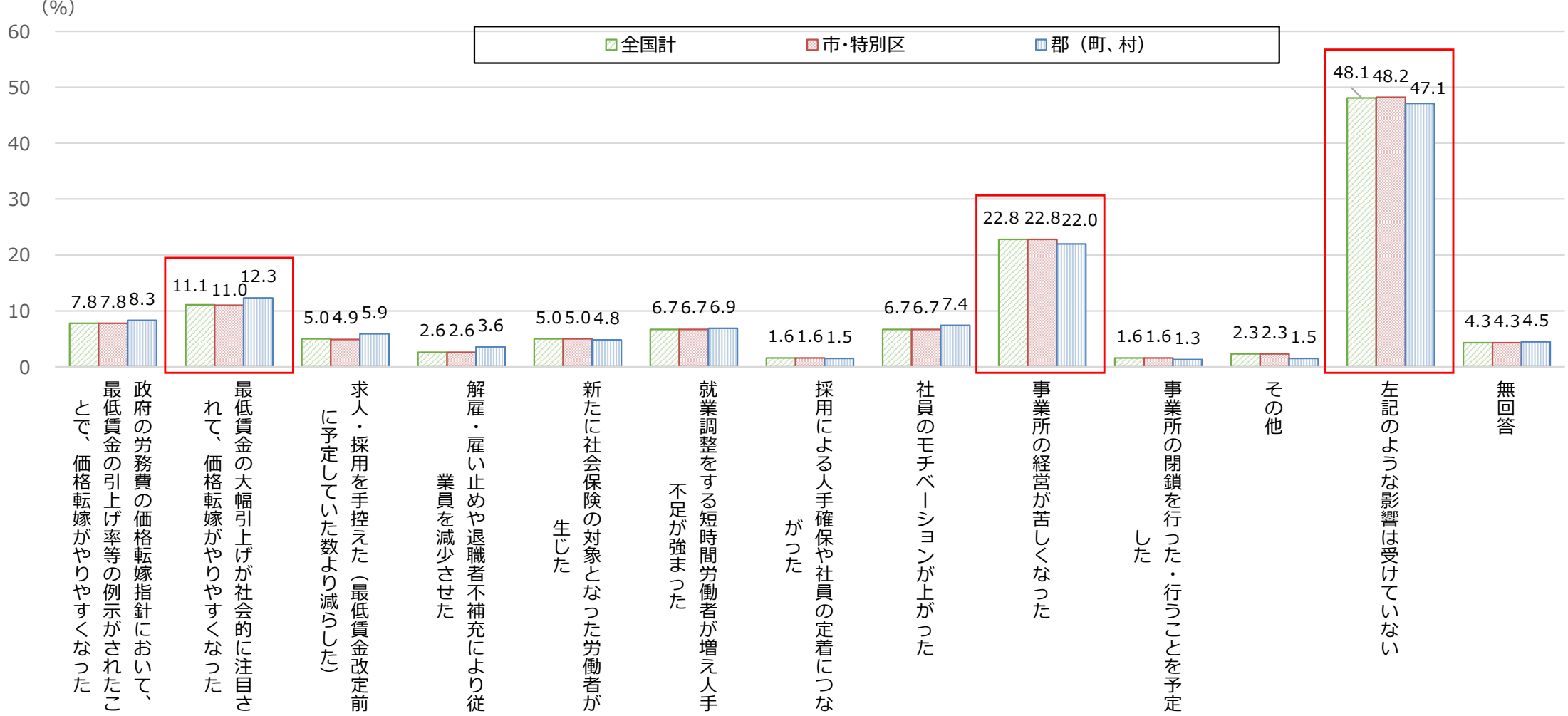


（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響



(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。
出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和7年8月4日

1 はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年来上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年の一つの通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。だが、地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴

い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り返され

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により 10 月 1 日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和 5 年全員協議会報告の 1（2）で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃

金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築すること

を要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益代表

くま 熊	がい 谷	れい 礼	こ 子
しも 下	やま 山	あきら 朗	
つぼ 坪	た 田	その 園	こ 子

労働者代表

かわ 河	もと 本	しょう 章	ご 吾
きた 北	お 尾	りょう 亮	
もと 本	むら 村	ひで 秀	ふみ 史

使用者代表

うえ 上	むら 村	けん 賢	じ 司
とう 当	ま 麻	かず 和	しげ 重
にし 西	だ 田	まさ 雅	ひこ 彦

(敬称略、五十音順)

関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋

(専門部会等)

最低賃金法第25条第5項

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(専門部会等)

最低賃金法第25条第6項

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(関係労働者及び関係使用者の意見)

最低賃金法施行規則第11条第1項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

最低賃金法施行規則第11条第2項

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。



2025 年 7 月 22 日 (火)

奈良地方最低賃金審議会

会 長 下 山 朗 様

日本労働組合総連合会

奈良県連合会 (連合奈良)

会 長 水 野 仁



奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て

奈良県最低賃金の改定決定のための調査審議が行われるにあたり、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

わが国は急速な少子化を伴いながら、高齢化と人口減少が進んでおり、1990 年代後半以降のデフレ経済などが相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。またこの 30 年、日本全体の生産性の伸び率と賃金の上昇に乖離が生じたことで、実質賃金は緩やかに低迷してきました。加えて現下の物価上昇は最低賃金近傍で働く仲間の暮らしにより大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務となっています。2025 年度の春季生活闘争においては昨年を上回る結果で、平均賃上げ率は 5.25%と、1991 年 (5.66%) 以来の高い伸びとなりました。賃上げの流れを定着させ、そのすそ野を中小企業、地方、労働組合のない職場にまで広げることが重要であり、最低賃金近傍で働く仲間の多くが非正規雇用であることを鑑みれば、最低賃金制度の果たす役割はより一層重要性を増しています。

経済・賃金・物価が安定的に上昇する新たなステージをしっかりと社会に定着させるためには、積極的な「人への投資」によって、中小企業や非正規雇用で働く者を含めすべての労働者の賃金が継続的に上昇し物価を上回る賃上げの流れを中長期的に継続していくことが不可欠です。また、国際的には一般労働者の賃金の平均値や中央値の 5~6 割が想定の貧困ラインとされていること踏まえ、貧困率の低下に向けては最低賃金の大幅な水準引き上げをめざすことが必要です。その他、地域間格差の是正も大きな課題です。最高額と最低額の差は 2024 年度には 212 円まで縮小しましたが、深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながります。奈良県においては、人口流出が一番多い大阪府との差額が 128 円あり、これを改善しなければ、さらに労働力が流出し、奈良県内で多い中小・小規模事業者は人財確保が困難となり、経済の回復や事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最低賃金近傍で働く仲間の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の 1 つです。社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、「ナショナルミニマム水準」はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面めざすべき水準を重視した議論が必要であると考えています。

以上のことを踏まえ、奈良地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活の確保と奈良県における地域経済の健全な発展に向け、下記のとおり意見と要望を申し上げます。



1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準について

地域別最低賃金の改正にあたっては、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生活不安、雇用不安を抱える中での最低賃金の改定は、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るものである。公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、「自主性」を尊重するとともに、県内における賃金実態、生活実態を重視し、その趣旨を踏まえた審議会運営をはかること。

(2) 2025 春季生活闘争について

2025 春季生活闘争では、「みんなでつくろう！賃上げがあたりまえの社会」のスローガンを掲げ、賃上げの社会的機運の醸成や労働組合のない企業などへの波及に努めた。中長期的視点を持った「人への投資」の重要性について、粘り強く真摯な労使交渉をおこなった結果、加重平均で16,356円(5.25%)となり、1991年(5.66%)以来33年ぶり5%超えであった昨年を上回った。中小労組も含め明らかな賃上げの流れが継続しています。組織されている労働者は、4月から賃上げが実施されている一方で、未組織労働者の多くは、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができない。不当な低賃金に甘んじざるを得ないことが多々あり、現在の地域別最低賃金の水準では最低限の生活を営むことすら困難である。

多くの未組織労働者への波及力を強く意識し、社会的セーフティネットとして実効ある水準にむけた審議がなされること。

(3) 早期発効に向けて

最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。今年度の奈良県最低賃金の改正が、一般労働者の賃金に速やかに反映するよう早期の改正決定が行われるよう審議会運営をはかること。

2. 審議会運営について

(1) 審議会における「参考資料の在り方」について

2017年3月28日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」の中で「各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引き上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しを検討することが必要」と報告されていたことを踏まえ、外部労働市場の賃金の絶対水準を審議会における参考資料として提示されるよう求める。また、連合リビングウェイズを参考とした単身労働者の必要最低生計費や高卒初任給の時間換算額等を十分考慮した水準にむけた審議がなされること。

(2) 地域間格差是正について

賃金が低い地域から高い地域へ働き手が流出するという実態に強い危機感を抱いており、とりわけ、県内就業率の低い奈良県においては、人財確保の観点から隣接府県の状況を十分視野に入れた審議がなされること。

以 上





令和7年8月1日

奈良地方最低賃金審議会
会長 下山 朗 殿

一般社団法人奈良経済産業協会
会長 平越 國和



奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定の調査審議が行われるに当たり、最低賃金法第25条5項の規定に基づき、意見書を提出します。

記

1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況

奈良県内の景況を見ると、円安による外国人観光客の増加など観光業や小売業などにインバウンド消費の恩恵がある一方、慢性的な人手不足も継続しており、十分な稼働に至らない中で、経営回復の見通しが立たない厳しい業況の企業も多いのが実態である。

まだ終結が見えないロシアによるウクライナ侵攻や、1ドル140円後半を推移する円安状態、物価上昇、原材料・エネルギー費の高騰、また、トランプ関税による輸出への打撃など、日本経済への影響は長期化し企業経営に大きな負担となっている。

原材料価格が高騰する中、大手企業と取引する中小企業においては、十分に価格転嫁ができておらず、経費負担を強いられている現状が続いている。生産に影響する電気代、製品を運ぶガソリン代、大幅な賃上げによる人件費上昇など、事業コストの増大は耐えられない領域に及び、危機的な経営状況にあると言える。更に、価格転嫁ができない中で、逆に毎年定率でのコスト削減要請も常態化していることを直視しないといけない。

また、政府系金融機関のコロナ融資の返済が始まったこともあり、奈良県の企業倒産件数を見ても、ここ数年の倒産件数は60件前後で推移していたが、2024年は110件と急激に増加しており、そのような状況下、さらに廃業やM&Aなどを選択する企業が広がることが予想される。

中小零細企業やコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、昨年度に引き続き、今年度も最低賃金が大幅に引上がるようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念される。

中小企業庁が6月30日に公表した中小企業景況調査によれば、今年の4-6月期の全産業の業況判断DIは、▲16.3と4期ぶりに上昇したものの、依然としてマイナス値を示しており、製造業は▲17.9、非製造業も▲15.8となっている。特に小規模事業者については、▲18.0と依然として厳しい状況が続いている。

本年5月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数(生産)が101.8で前月比0.5ポイントの増加であり、近畿の鉱工業指数は、季節調整済指数(生産)が94.2となり、前月比0.4ポイントの減少となっている。

5月の奈良県鉱工業指数は、季節調整済指数(生産)が87.3で前月比6.7ポイントの減少であり、全国とは14.5ポイント、近畿とは6.9ポイント下回っており、奈良の87.3自体が非常に低位であることから、奈良県が非常に厳しい状況になっていることの証左と言える。



鉱工業指数	全国		近畿		奈良県
	指数	奈良との差	指数	奈良との差	指数
R 7 年 5 月	1 0 1 . 8	▲14.5ポイント	9 4 . 2	▲6.9ポイント	8 7 . 3

2025年春季労使交渉結果を見ると、日本経済団体連合会の中小企業（従業員 500 人未満）の調査では、全産業のアップ率は4.35%（プラス0.43ポイント）となっている。また、一般社団法人奈良経済産業協会が会員企業等を対象とした調査（回答企業28社）では、全産業のアップ率は4.52%（プラス1.29ポイント）となっている。

今年の春季労使交渉では、消費者物価の高騰を踏まえ、昨年と同様に多くの企業で一定程度の賃上げには理解を示している。ただ、経営状況から大幅な賃上げができなかった零細企業だけでなく、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を大幅に引き上げた、いわゆる「防衛的賃上げ」を行った中小企業が多く存在していることを考慮すべきである。

なお、経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数に限られ、また企業規模が比較的大きいことが見て取れる。実際に「賃金改定状況調査結果」第1表のBランクでは、賃上げをしない、または賃下げする企業は約29.3%に及ぶなど、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数ある。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキルに全く関係なく一律に定めるものであり、評価軸が全く異なっていることに充分留意することが必要である。

尚、賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2023年OECDデータで、日本の時間当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中29位（2022年は31位）であり、また、一人当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中32位（2022年は31位）である。

主要先進7カ国でみると、両指標とも1970年以降、日本は最下位の状況が続いている。また、国際的に見ても日本の労働生産性の低さが近年一層際だっていることから、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

また、奈良県は、同じランクとなる他府県との経済指標の格差が歴然であり、より厳しい状況にあると思われる。雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきている企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議を行っていく必要があると考える。

2. 今年度の金額審議における基本的な考え方

最低賃金制度は、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する施策であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。

同法第9条には、地域別最低賃金の決定に当たっては、「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定められなければならないと明記されている。

しかしながら、最低賃金は、平成28年度以降、令和2年度を除き、引上げ率3%台～4%台の大幅な引上げが続き、昨年度に至っては5.1%の引上げとなり、経営実態を十分に考慮していないとの声が多数ある。

最低賃金は、企業の経営状況のいかににかかわらず、全ての労働者にあまねく適用されるので、経済の好循環を機能させるためには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提である。そのためには、まず中小企業の実産性を高めるための施策を拡大・継続し、将来に向けた安定的かつ応分の事業の利用ができ、経営の安定と賃上げへの意欲を促すことが肝要である。

今年4月、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の経済4団体は、「最低賃金に関する要望」を政府に提出した。その中で、

「最低賃金の審議において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、生計費と賃金が上昇局面に入中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については十分注視が必要である。

また、政府が経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しないが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。政府方針の検討に当たっては、中小企業・小規模事業者を含む労使双方の代表が参加する場で、経済情勢や企業の経営状況を十分に踏まえて議論すべきである。

更に、地方最低賃金審議会においては、中央が示す目安額や隣県との額差を過度に意識し、地域の経済実態を十分踏まえた議論がなされていないとの声が聞こえる。

政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地質における地域のデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供などにより支援が必要である」と指摘していることは、我々が求めていることと同じである。

使用者側は従前から、各種統計結果等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表を重視する旨を主張してきた。今後も第4表を重視した上で、中小企業の実態や地域経済の実情、他の指標も勘案し、納得性ある目安かどうかを第一義に議論し、その根拠等を提示して頂きながら、慎重に審議を進めるべきというスタンスは従前通りである。ちなみに、今年度第4表のBランクの賃金上昇率は2.9%となっている。

特に、提示される目安額はあくまで目安であり、目安額が絶対ではないことを再認識したい。また、目安額が最低賃金審議会や専門部会での議論を拘束する性質ではないこと、そして、あくまでも当該地域の経済の実態を踏まえた審議を行うことを全員協議会の合意の上で審議を進めていく事を望む。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることができないことを考慮しなければならない。

更に、原材料費・エネルギー費の上昇、円安、トランプ関税、海外情勢等の影響を受けている中小零細企業の経営状況を、各種資料からの確に読み取り、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要であり、そのためにも、エビデンスたる第4表を重視した審議を求める。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、ここ数年継続している大幅な最低賃金の引上げは、中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体をも危うくすることとなる。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、わが国経済の再生が遠のくことになりかねないと言える。

最低賃金の大幅な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況で、日本の生産性の低さが改善されていないことから明らかである。

そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無でなく、支援策の効果とともに議論すべきである。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上



奈良県最低賃金審議会 御中

2025 年 8 月 1 日

奈良県労働組合連合会

議長 松本俊一



意見書

1. はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、奈良県労働組合連合会（以下、奈労連）は、最低賃金審議会に対して、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、第一に、最低賃金の地域間格差（額）、特に近畿各府県間の格差を解消し、人間らしく暮らせる最低生計費（1,500 円以上）に引き上げること、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置を行うことを提言するとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを奈良県及び国の機関に対して要請することを求めます。

2. 今、我が国の経済状況を改善するために、労働組合はもちろん、この度の参議院選挙においては、各政党をはじめ、政府や大企業団体からも「賃金引上げ」が必要と言わざるを得ない状況となっています。

一方で、トランプ関税の影響を口実に大企業の「雇用調整」が報道され、リストラが強まることや賃上げにブレーキをかける動きが始まっています。リーマン・ショックなど経済危機に見る日本の雇用破壊と賃金抑制による「労働者しわ寄せ型」経済の誤りを繰り返してはなりません。

3. 日本の実質賃金は 2024 年で前年比 0.5% 減、3 年連続マイナスとなり、2025 年 4 月の毎月勤労統計調査（速報）でも、前年同月 1.8% 減、4 カ月連続のマイナスです。「高水準だった春闘での賃上げが反映され始めたものの、米価の高騰など物価高に賃上げが追いつかない状況が続いている」と報道されています。

こうしたなかで、政府が「賃上げこそが成長戦略の要」と位置づけ、最低賃金については「2020 年代に全国平均 1,500 円」の実現を掲げたことに、私たちは注目しています。

賃上げを日本の経済成長の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換し、GDP の 6 割を占める個人消費の確実な拡大、地域循環型経済への転換を進める必要があります。そのためにも、「働けば、人間らしく暮らすことに足る最低生計費」を明確にし、その実現のための審議を求めるものです。それが、生存権を保障することで経済の安定をはかることを目的とする最低賃金法の役割だと考えます。

4. 物価高騰下でも、どこでも、働けば人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働



力の質的向上」を保障する最低賃金額を出してください

2024 年地域別最低賃金改定では全国加重平均 1,055 円(前年比 51 円・5.1%増)と過去最高となりました。しかし、奈良県は平均以下の986円でした。

奈良県で働く労働者からは、「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く、麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。例えば、コンビニの商品は地域別の価格になっていません。しかし、アルバイト店員は地域の最低賃金額で働いているのが実態です。

5. 全労連が全国の労働者の協力で取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円(税込み)・時間額 1,500 円以上必要との結果が示されました。また、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でも、近畿圏内でもほぼ同額であることが明らかになっています。むしろ、実際の暮らしの中では自動車のガソリン代高くその負担による日常生活維持をしていくには地方・山間部の出費が多いという実態も出されています。

最低必要な額は、物価上昇を加味した直近のデータでは 1,700 円、1,800 円の結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。

6. 主要先進国の中で日本の最低賃金(平均)は低水準にあり、隣国の韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。奈良県内においても働くことで、人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する生計費を明らかにし、それにふさわしい最低賃金額にするため、改定額を示してください。

7. また、全国一律制度実現めざし、地域間の格差(額)解消のメッセージを奈良からも発信してください。最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が高い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっていると毎年意見が出されています。奈良県から大阪府、京都府、三重県下へ労働者は移動しています。若い人たち、アルバイト学生も大量の数で、生駒山を越え、大阪府へ、木津川を超え京都府下の事業所に仕事を求めに行っています。

8. 最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となっています。都道府県別の平均賃金(年収)はもちろん、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉業の所定内賃金は、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。

最低賃金の地域間格差は、地方の国機関の国家公務員、地方における公務員賃金、生活保護、年金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。

その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

9. 奈良県も同じことが言えます。大都市への人口移動に歯止めがかからず、地域経済を冷え込ませ、中小企業が労働力を十分に確保できない等、深刻な影響を与えています。人口格差の是正には、ベースとして最低賃金(賃金)の地域間格差の是正が必要です。そのうえで、地域特性を生かした施策をすることができます。全国的にはいくつかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置できないと、地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのための最賃引き上げを求めて声を上げ具体的な行動をしています。

10. 最低賃金額の格差が、労働者の生活や行動様式にどう影響しているか、どんな問題が起きているかについて、全国弁護士会が調査を行い、その弁護士会の委員の皆さんが奈良県の労働団体・奈労連や連合奈良、奈良県経営者団体を訪問し、懇談した記録や問題点が報告されました。つまり、地方との格差をどうするか、どうあるべきかが法曹関係者の中でも重要な焦点になっています。

11. 現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えます。なお、奈良県でも今年は奈良弁護士会も奈良県最低賃金審議会に意見書を提出しています。

12. 昨年、徳島県など低くランク付けされ、差別されているとして、地方が大幅に上乘せする答申を出したことは、最賃審議における歴史をみても、大きな意味をもつものとなりました。奈良においても最低賃金審議会の論議ではこのことを重く受け止めるべきと思います。かつて奈良の審議会でも、ある経営者団体の代表から、大阪とのあまりの格差に懸念が示され、目安額からの上乗せ水準が+1円、2円というなかで、奈良はそれ以上に引き上げ額を求めたいとして、引き上げ水準以上にプラスされたことがありました。当時「Cランク」とされていた当時としては格差への抵抗、良識ある判断をしての意味だと受け止めました。今年の審議会では特に近畿各府県・地域間の格差を縮小するため、実態をよくみた審議と提案を使用者側にも強く求めます。

13. 中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください。政府は、最低賃金について「2020年代に全国加重平均1,500円」を目標にするとしました。『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』の施策パッケージ案(以下、「施策パッケージ案」)を示しました。これは、支払い能力ありきでなく、最低賃金(賃金)を上げるこ

とで、政府の施策を強化し、企業努力を促すものであり、この方向性は私たちが求めてきたことで、重要な転換ととらえています。

しかし、私たちがすすめている署名の声にも記載されているように、今の物価高の中、時給 1,500 円では暮らしていけない水準であり、実現に 5 年もかかる計画であること、なによりも政府目標が地方別最賃の加重平均であって全国一律ではないことなど、不十分なものです。実現への後何年かかるというのでしょうか。期間目標も到底理解できません。

14. 働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制です。審議会の中では、「払えない、これでは中小企業は持たない」との論が出されることがありますが、しかし、実態を直視する必要があります。最賃額の引き上げで、労働問題、労働行政の関係者からは「実際には最賃額の引上げが理由となり倒産したという企業はない」と聞いています。

15. 中小企業に支払い能力がないことが、最低賃金があがらないことを正当化する理由になってきましたが、日本の企業の 99.7%が中小企業であり、労働者の約 7 割が中小企業で働いています。最低賃金引上げ目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせないことは明らかなです。昨年の徳島県最賃引き上げが、あらたに企業努力へのエネルギーを引き出したという報道もされました。

16. 労働者の雇用と生活を守る企業の責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と 8 時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払いが必要です。最低賃金は生存権を保障する水準でなければならず、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。最低賃金の引き上げには政府や奈良県に対して中小企業に対する支援策の抜本的な強化、制度化を求めるよう意見を上げてください。

17. 審議を全面公開し、広く国民が関心をもてる運営に改善してください。最低賃金審議会は、審議の「原則公開」へ、流れは全国で広がりました。しかし、奈良県最低賃金審議会、その案内や審議会傍聴者の募集、地元のマスコミへの報道仕方など、きわめて限られた人たちのみに知らせるという手法が続いています。

結果発表・公開というのではなく、事前の審議の様子こそ公開されなければならないと考えます。今回のように第一回目に奈良弁護士会の陳述の機会が制約されたことなどは、弁護士会のみならず、多くの県民からみても納得できないことです。

京都府では以前から弁護士会の意見が出され、陳述の機会が保障されているということです。さらに他府県の関係者からは「各界の参加と公開することで議論が活発になった」とも報告されています。奈良においても審議会会場の設営の在り方を含めても、広く県民が関心をもてる運営にするための改善を求めます。

18. さいごに

人口減少が加速しています。出生の減少は、出産後の支援強化も必要ですが、根本的には希望する人全員が子どもを産み育てられる経済的基盤を持つことが大前提だと考えます。同じ仕事をしているのに、働く地域によって大きく異なる賃金水準を放置しては、賃金の高い地域に労働者が移動することを防ぐことはできないと考えます。奈良県でも多くの県民・労働者の目に明かになり、切実な声になっています。

近畿圏・地方の格差をなくし、奈良の最低賃金を大幅に引き上げること、そして、全国一律にすることだと考えます。重ねてそのことを述べて奈労連の意見とします。

以 上



奈良労働局長 殿
奈良地方最低賃金審議会長 殿

2025年8月1日
市民生協ならコープ労働組合
執行委員長 松本 俊一



最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議開始にあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。

この間の急激な物価高騰で労働者の暮らしは深刻な危機に瀕しています。

厚生労働省が発表した2024年度の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は前年度比0.5%減少しました。1996年以降2021年を除き30年にわたって実質賃金の低下が続いています。

世界の先進国の実質賃金は、2000年から2022年にかけて、アメリカで1.76倍、フランス1.76倍、イギリス1.69倍になっていますが、日本は1.10倍とこの30年間で唯一「賃金が上がらない国」となっています。日本の実質賃金は1996年のピーク時と比較して2022年の時点で年間64万円も減り、30年前の水準にまで落ち込んでいます。厚生労働省の発表は、そこからさらに実質賃金が落ち込んだことを示しています。

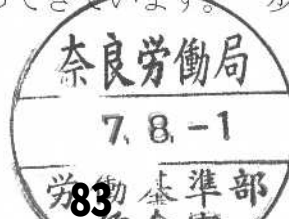
日本を「賃金が上がらない国」にしてしまった背景には、この30年の間に低賃金で不安定な非正規雇用で働く人を労働者の4割にまで広げ、正社員には長時間労働が押し付けられてきたことがあります。その一方で、大企業の内部留保は2023年までの10年間で約170兆円増え539兆円にも膨れ上がっています。また消費税は5%から8%、10%へと増税が実施され、消費税収は個人所得課税を上回り税収のトップとなっています。2020年度以降「社会保障のため」という名目で消費税を増税したのに、増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに消え、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されてきました。

今の奈良県の最低賃金は986円です。これでは法定労働時間上限月173.8時間働いても、月収17万2000円弱・年収200万弱です。現行の最低賃金では到底「普通に暮らす」ことはできません。

今こそ最低賃金の大幅な引き上げを行い、個人消費の拡大を通じた生活改善・経済再建が必要です。政府は2030年代の半ばに時間額1,500円の実現に言及しましたが、全くスピードが足りません。先進諸国では既に1,500円が当たり前であり、直ちに全国どこでも誰でも時間額1,500円以上は待ったなしです。

奈良県の労働者の県外に出て働く数は全国で3番目に高く、15歳以上の労働者の3割が県外に働きに出ています。大阪に隣接する生駒市、王寺町、三郷町などにその傾向が現れています。また、高校卒業生の県内就職率は全国平均を大きく下回り、全国で底辺に位置しています。

ならコープの職場でもその傾向が色濃くでており、大阪府、京都府に隣接する店舗やセンターでは雇用の確保が困難な状況になってきています。一步道路を渡ると大阪府なら128



円、京都府なら72円の差があります。同じ働くならそちらに流れるのは自明の理です。

奈良県で優秀な人材を活用し、県内就労で安心してらせる賃金の保障をするため、その底上げとなる最低賃金の引き上げを強く求めます。

最後に、国の施策で、中小企業への相談窓口体制の充実と営業継続のための支援策、負担が増している社会保険料の事業主負担の助成など、柔軟な支援を審議会名で国に強く求めていただくことを求め、以下に要請項目を記します。

記

1. 奈良県の非正規率がとりわけ高いことを踏まえ、時給1500円への引き上げを行うこと。
2. 奈良県の県外就労率が高く、人材が流出することを憂慮し、近畿各府県との格差をなくし、近畿レベルに見合った額へ引き上げを行うこと。
3. ランク別の格差が拡大していることを踏まえ、早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。
4. 物価高騰の下、奈良県の経済の安定に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業への実効性ある支援策の拡充や施策の充実を国に求める意見を上げること。

以上

最低賃金と生活保護との整合性について

1 最低賃金法第9条第3項の趣旨（関連通達から）

最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

最低賃金と生活保護基準の関係について、生活保護が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである趣旨から考えると、最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生活費の保障という観点及び就労に対するインセンティブの低下並びにモラルハザードの観点から問題があることから、最低賃金法第9条第2項の「労働者の生計費」を考慮する際のひとつの要素として、生活保護に係る施策があることを法律上明確にしたものです。

法律上、特に生活保護に係る施策との整合性だけが明確化された点に鑑みれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると解されます。

2 保護基準の考え方について（平成20年度版「保護の手引き」から）

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっています。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則です。具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市町村を6区分の級地（1級地－1・1級地－2、2級地－1・2級地－2、3級地－1・3級地－2）に分類し基準額を設定しています。どこがどの級地に該当するのかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣が決めており、おおむね、1級地は大都市及びその周辺市町、2級地は県庁所在地をはじめとする中都市、3級地はその他の市町村となっています。

奈良県の場合は、

2級地－1 奈良市、生駒市

2級地－2 橿原市

3級地－1 他の市町と明日香村

3給地－2 明日香村を除く村

となっています。

(1) 生活扶助基準

生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費について最低生活費を表示したものです。大きくは、第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になっています。

ア 第1類費（個人的経費）

飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準で、年齢別に表示されています。

イ 第2類費（世帯共通的経費）

世帯全体としてまとめて支出される経費で、電気代、ガス代、水道代などの光熱費や家具什器費などが該当し、世帯人員別に表示されています。また冬季は、寒冷の度合いなどによって、暖房費などの必要額が異なりますので、都道府県を単位として地域別（6区分）に冬季加算額が表示されています。

※ 別添「最低生活費の体系」を参照。

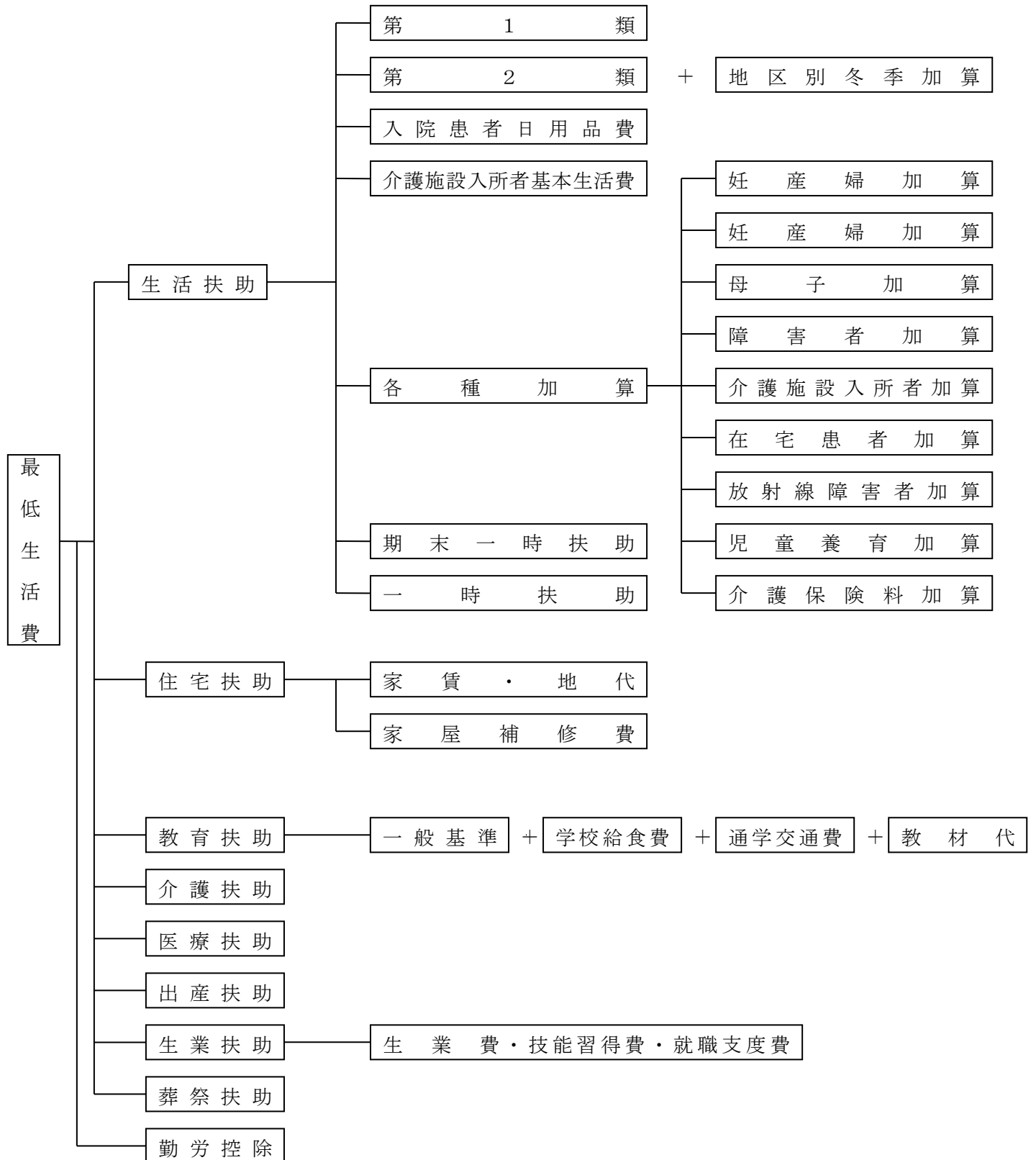
3 最低賃金と生活保護の比較について

（平成20年8月4日「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」から抜粋）

最低賃金と生活保護との比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では、必要に応じて各種加算や住宅扶助等があること等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住との意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適当と考えたところである。

※ 最低賃金と生活保護の比較は、別添グラフを参照。

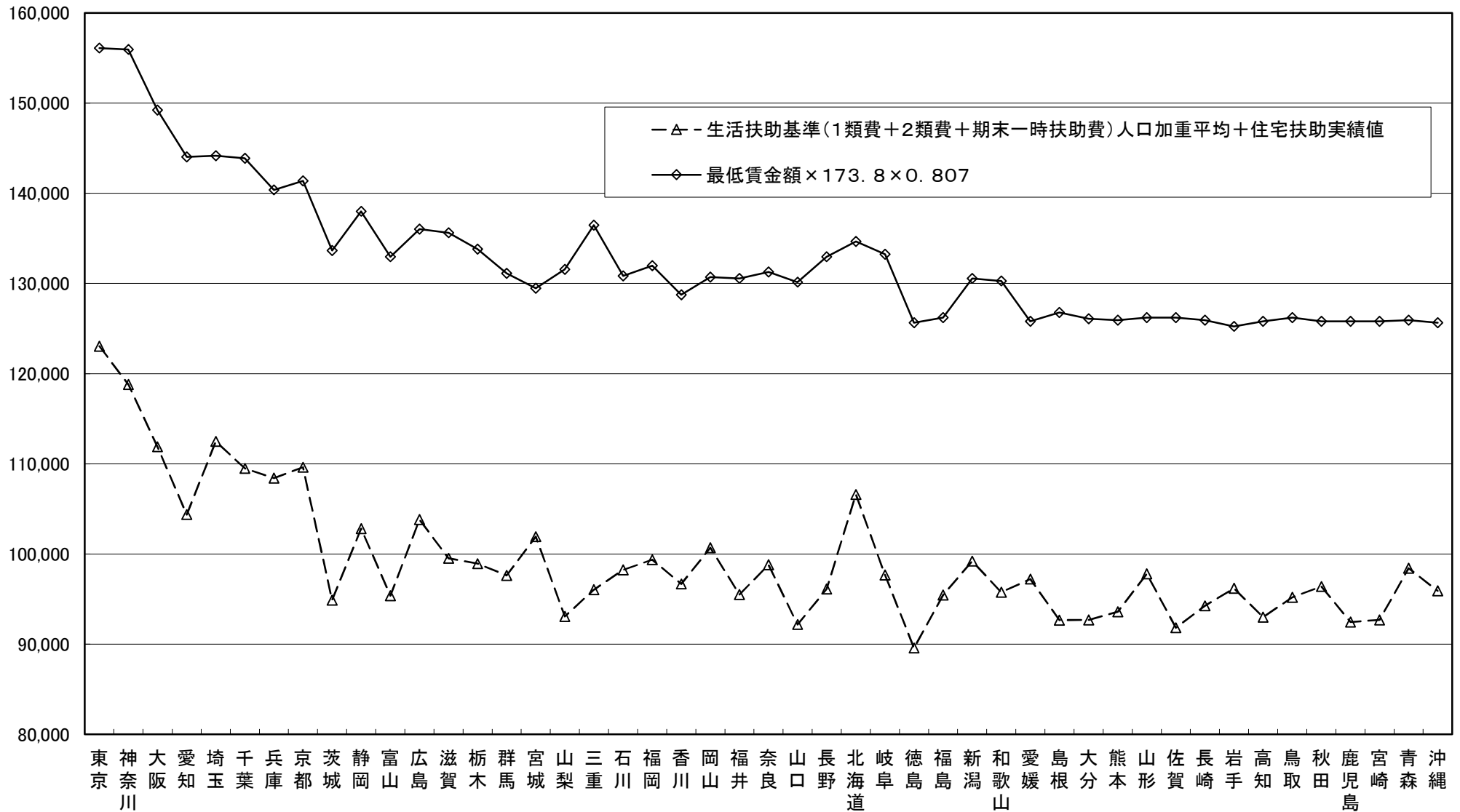
最低生活費の体系



生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

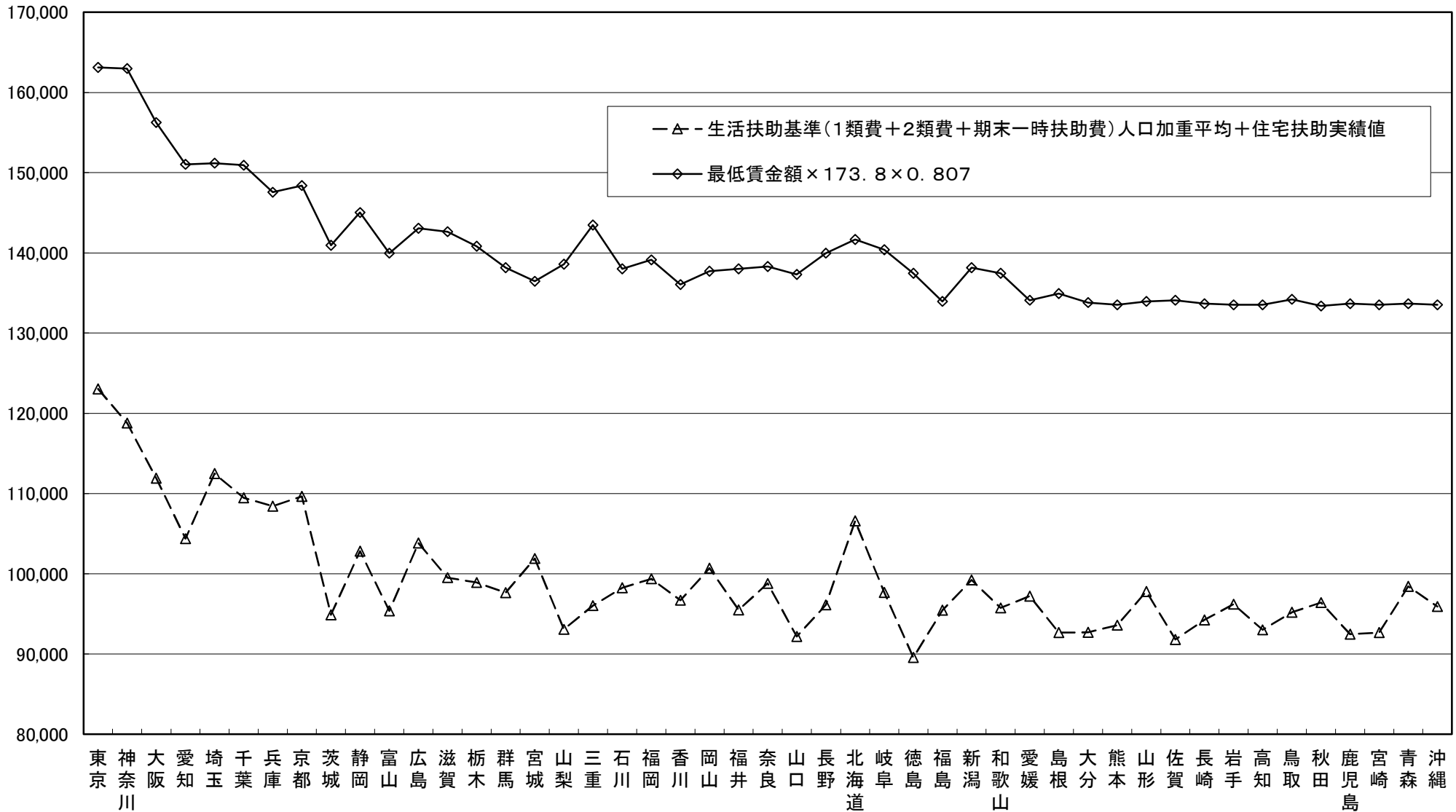
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度 データに基 づく乖離額	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京都	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川県	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡県	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪府	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫県	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 936円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,803円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生計保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$936 \text{ 円（奈良県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1か月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} \div \underline{131,280 \text{ 円}}$$

※ 時間額 893 円（令和5年度地域別最低賃金額の最低額）で月 173.8 時間働いた場合の
税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。